

もり まち
森林を活かす都市の木造化推進議員連盟総会(令和5年第1回)

「森林を活かし都市の木造化を推進するための 方策に関する要望書」への対応について

令和5年3月2日

林野庁

林野庁等における要望事項への対応状況について

【要望事項1】

脱炭素社会の実現に向けて、中高層建築物の木造化を行う場合、固定資産税、不動産取得税等の減免等税制の見直し、防火規定、耐用年数等について規制緩和等の措置を講ずること。

- ・ 制度的支援措置の構築等に向けて、木材利用の環境面等からの優位性を定量的に示すため、製材のLCAに向けたデータ整備等に令和4年度中に取り組むとともに、令和5年度予算において、ESG投資等において建築物への木材利用が有効に評価されるための手法・指標や仕組みのあり方の検討等を計上〔建築用木材供給・利用強化対策〕

【要望事項2】

木造建築物の魅力を更に引き出していくため、柱、梁、内・外壁面への「現し」による木材利用を促進するための耐火性、耐候性等に関する技術開発及び関連する制度の見直し等を行うこと。

- ・ 令和5年度予算において、
 - ✓ 木質部材をあらわしで活用するための技術開発・普及、木造建築物のモデルの整備やCLTパネルの寸法の標準化等への支援を計上〔建築用木材供給・利用強化対策〕
 - ✓ 製材の活用に向けて、効率的な乾燥に向けた取組を促進するための木材加工施設整備への支援や、人工乾燥材の含水率の適切な管理に向けた、適切な乾燥条件の普及等への支援を計上〔林業・木材産業循環成長対策、建築用木材供給・利用強化対策〕
 - ✓ 大型の木造建築物の普及に向けて、木造建築物等の建築への支援や、地域工務店にも利用可能なオープン工法の開発・普及への支援を計上〔建築用木材供給・利用強化対策、木材需要の創出・輸出力強化対策〕

【要望事項3】

再造林等の森林整備から建築物への木材利用に至るまでのサプライチェーンの拡大、地域における建築物木材利用促進協定制度の普及促進のための関係省庁の予算の拡充や優遇措置を講ずること。

- ・ 森林経営の持続性の確保につながるような木材利用が進むよう、令和5年度予算において、川上から川下までが連携した森林認証材等の安定供給体制構築の取組等への支援を計上〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- ・ 令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において、経済安全保障の観点も踏まえた木材安定供給に向けて、ストック機能強化も含めた木材加工流通施設整備等による国産材の供給力強化への支援を計上〔国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策(R4補正)、林業・木材産業循環成長対策〕
- ・ 建築物木材利用促進協定の普及促進に向けて、令和5年度予算において補助事業における協定締結者の優先的支援を計上〔林業・木材産業循環成長対策ほか〕
- ・ 建築物の木造化に向けた支援事業等について省庁横断的にわかりやすく情報提供等を行える体制として、令和5年2月に、「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」を木材利用促進本部事務局(林野庁木材利用課)に設置

【要望事項4】

持続可能性の担保された森林から生産された木材の優先的利用を国民・企業へ普及・PRするとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を可能とする仕組みを構築すること。

- 令和5年度予算において、
 - ✓ 持続可能性の観点も含め、建築物等での木材利用拡大の機運を醸成する「木づかい運動」を促進する取組等への支援を計上〔カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策〕
 - ✓ 林道等の整備への支援を計上〔森林整備事業、林業・木材産業循環成長対策〕
 - ✓ 森林経営の持続性の確保につながるような木材利用が進むよう、川上から川下までが連携した森林認証材等の安定供給体制構築の取組等への支援を計上〔建築用木材供給・利用強化対策〕（再掲）
 - ✓ 森林由来のクレジットの取引環境の整備への支援を計上〔カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策〕

【その他】

- 木製サッシに係る技術開発等への支援について、令和5年度予算において計上〔建築用木材供給・利用強化対策〕
- 建築分野における国産材への転換に向けた支援について、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において計上するとともに、官民が連携した需給情報連絡協議会を令和5年1～2月に開催し、需給情報の共有や国産材への転換事例の情報共有等を実施〔国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策(R4補正)、建築用木材供給・利用強化対策〕
- 増加する大径材の活用に向けて、令和5年度予算において必要な施設整備等への支援を計上〔林業・木材産業循環成長対策、建築用木材供給・利用強化対策〕
- 住宅分野における国産材への転換や非住宅・中高層建築部物分野における国産材の活用に必要な、強度表示がなされたJAS材の安定供給のためのJAS認証の促進に向けて、令和5年度当初予算において、JAS認証工場の整備への支援を計上するとともに、製材のJAS規格改正に向けた検討会を随時開催〔林業・木材産業循環成長対策〕

令和5年度当初予算	建築用木材供給・利用強化対策	12億円
	林業・木材産業循環成長対策	72億円
	木材需要の創出・輸出力強化対策	4億円
	森林整備事業＜公共＞	1,252億円
	カーボンニュートラルに向けた国民運動展開対策	1億円
令和4年度補正予算	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策＜一部公共＞	499億円

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和3年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

「お問い合わせ先」 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策（新規）

【令和5年度予算概算決定額 7,225,179（一）千円】
（令和4年度補正予算額 49,890,749 千円の内数）

<対策のポイント>

木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等や、再生林の低コスト化に向けた取組への支援等**、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和3年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤を強化するため、**木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化を支援**するとともに、造林に係る新規参入者など**多様な担い手の育成**に対する支援を行います。さらに、**木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備への支援等**、需要拡大の取組を推進します。

2. 再生林低コスト化促進対策

林業の持続性を高める観点から、一貫作業や低密度植栽等の**低コスト造林**や川上から川下まで一体となった**再生林**を推進します。さらに、成長に優れたエリートツリー等の原種増産技術の開発及び種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産に向けた施設整備等を推進します。

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）の下、国産材の安定的かつ持続可能な供給体制を構築するとともに、川上から川下まで一体となった再生林の推進によりグリーン成長を実現

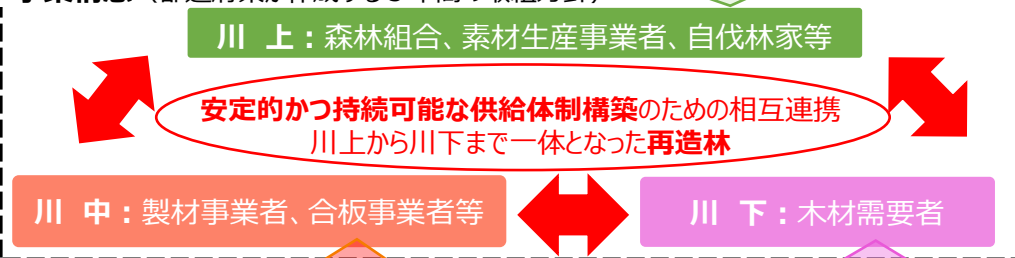
林業・木材産業生産基盤強化対策

間伐材生産（搬出間伐の推進）、**路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、林業の多様な担い手の育成**（造林に係る新規参入や人材の確保・育成等への支援）、**森林整備地域活動支援対策**（施業の集約化に向けた境界の明確化）、**山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策**（鳥獣害、病害虫対策等）

再生林低コスト化促進対策

低コスト再生林対策（一貫作業等による低コスト造林の取組に対して支援）、**コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策**（指定採取源の拡大やエリートツリー等の原種増産技術の開発、採種園の整備等の取組を支援）

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）



林業・木材産業生産基盤強化対策

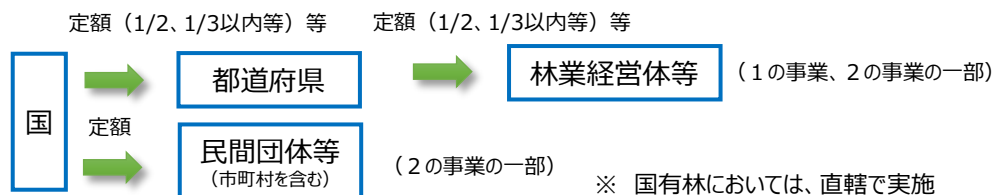
木材加工流通施設等の整備

木材産業の競争力を強化し、木材需要に的確に対応した安定的・効率的な木材製品の供給を行うため、大規模工場への支援を強化するとともに、大径材の加工能力の強化、原木輸送用トラックの導入等を支援

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備（地域連携の下で熱利用又は熱電供給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援）、**特用林産振興施設等の整備**（地域経済で重要な役割を果たすきのこなど特用林産物の生産施設等の整備を支援）、**木造公共建築物等の整備**（製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援（建築物木材利用促進協定締結者を優先的に支援））

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2082）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和5年度予算概算決定額 391,536（442,113）千円】
（令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数）

<対策のポイント>

林業・木材産業のグリーン成長の実現に向けて、**非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の促進、特用林産物の競争力強化等**による**木材需要の拡大**を支援するとともに、**合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援や情報提供等**を行います。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和3年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 69,321（96,465）千円

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等**木の効果の見える化**※を支援するとともに、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**※、**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的取組等を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業 180,161（－）千円

「地域内エコシステム」を推進するため、モデル構築の取組の加速化や技術開発等を支援するとともに、更なる普及に向けた、先行事例の情報提供や関係者の交流促進等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 48,520（75,462）千円

産地協議会の設置やセミナー開催等による**木材輸出産地の育成、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組**、海外での**木造技術講習会の開催等**を支援します。

4. 「クリーンウッド」実施支援事業 63,080（－）千円

クリーンウッド法に基づく合法性確認の実効性の向上等のため、**事業者による合法性確認の取組や手引き作成の支援、違法伐採関連情報等の提供**を実施します。

5. 国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

30,454（－）千円

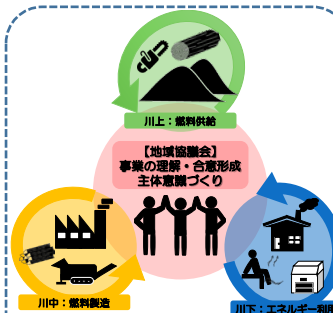
特用林産物の新商品開発等の需要拡大やICT化に取り組む**生産者のモデル的取組**、輸出促進に向けた**輸出先国のニーズ・制度等の課題に関する情報収集、知的財産に係る課題解決に向けた実証等**を支援します。

効果の実証
情報収集



木の効果の見える化

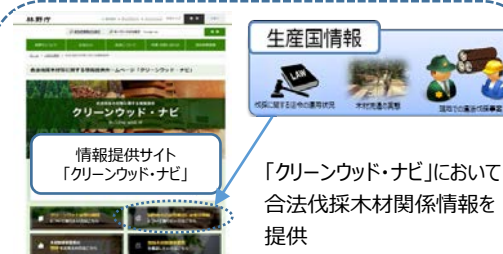
生産性向上、経済面への影響の実証等により木の効果を見える化する取組等を支援



地域内エコシステムに係るモデル構築や技術開発、横展開のためのプラットフォーム構築等を支援



海外において
木造建築物の技術講習会を開催



「クリーンウッド・ナビ」において
合法伐採木材関係情報を提供



木材関連事業者に対する研修を実施



ICTを用いた生産効率化や消費拡大に向けたモデル的取組の支援

<事業の流れ>

国 定額、委託

民間団体等

【お問い合わせ先】（1～4の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（5の事業） 経営課（03-3502-8059）

【令和4年度補正予算額 49,890,749千円】

木材製品の国際競争力強化や輸出目標達成に向けた**木材産業の体質強化、原木の生産基盤整備、木材製品等の輸出・消費拡大**や、海外情勢の影響を受けにくい需給構造構築に向けた**国産材供給力の強化、国産の製品等への転換、木質バイオマス利用促進、きのこの生産資材高騰対策等**を支援します。

- 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和3年度〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）
- 建築用材等の国産材利用率（48%〔令和3年度〕→63%〔令和12年度まで〕）

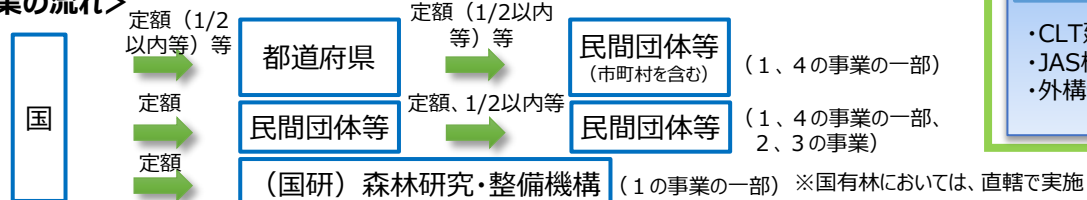
＜事業イメージ＞

生産性向上や競争力のある製品生産等に向けた**木材加工流通施設等の整備**、原木の低コストかつ安定的・持続的な供給を図るとともに、急激な需要変化にも対応可能な原木供給体制の維持・拡大に向けた**路網整備**やデジタル技術を活用した**森林資源情報の整備**、**高性能林業機械等の導入**、**間伐材生産**、**再造林**、**エリートツリー等の苗木の生産施設整備**等を支援します。

輸出先国のニーズや規格・基準に対応するための性能検証、輸出先国におけるプロモーション活動、特用林産物の販売促進やきのこの知的財産保護等の取組を支援します。

非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、木質建築部材の技術開発、JAS構造材の利用実証や外構部等木質化の実証等を支援します。

国産の製品の供給体制強化に向けた**木材加工流通施設等の整備**、原木供給力の強化に向けた**高性能林業機械等の導入**、住宅分野における**建築用木材の国産の製品等への転換**、燃油や資材の価格高騰や供給難への対応として**木質バイオマスエネルギーへの転換**、きのこ生産者に対する**省エネ機器等の導入支援**や次期生産に必要な生産資材の導入費の一部支援による**体質強化**を支援します。



**国産の製品・資材等への
転換促進**

合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、工場間連携や他品目への転換、輸出拡大に資する木材製品の高付加価値化

- ・林道等の路網整備、デジタル技術を活用した森林資源情報の整備
- ・高性能林業機械等の導入、間伐材生産
- ・主伐後の再造林、エリートツリー等の苗木の生産施設整備
- ・林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証 等

- ・日本産木材製品等の輸出支援対策
- ・きのこの知的財産保護対策

- ・CLT建築実証支援
- ・JAS構造材実証支援
- ・外構部等の木質化対策支援



- ・乾燥施設的能力向上、既存設備の機能向上、ストック機能の強化 等
- ・高性能林業機械等の導入
- ② **建築用木材転換対策**
- ③ **燃油・資材の森林由来資源への転換対策等**
- ・木質バイオマスエネルギー転換促進対策
- ・特用林産生産資材高騰対策

建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ

- 地方公共団体や事業者等が建築物での木材利用に取り組みやすくなる環境づくりの一環として、木材利用促進本部事務局に、国が実施している建築物の木造化・木質化に関する支援事業・制度等に関する一元的な案内窓口を設置（令和5年2月）

窓口設置場所

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課）

相談受付方法

- ・電話
- ・林野庁HP木材利用促進本部サイト上の問い合わせフォーム

コンシェルジュ案内内容

林野庁が他の省庁にも照会し取りまとめた「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」等を基に、建築物の用途等を踏まえて活用可能と考えられる事業等の概要や担当者をご紹介します。

このような質問にお答えします

用途等を踏まえると活用できる可能性のある事業はどれ？

事業間の違いは何？

事業の活用を希望する場合の相談先は？



建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧
(令和5年度予算概算決定・令和4年度補正予算)

林野庁

※本表は、令和5年度予算概算決定及び令和4年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を記載し、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。
※本表に掲載の情報は、各補助事業等の申請要件等について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「暮らしのなかで」欄に記載のリンク等へお問い合わせください。
※この表は活用しうるものかや補助事業の範囲など、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、お気軽にご相談ください。
※本表はあくまで参考として、最終決定は関係省庁の判断となります。

建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ
木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課）相談窓口（フリー）03-6344-0405
<https://www.soumoku.maff.go.jp/j/riyou-soudan/kou.html>
相談先「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」事務局
<https://www.maff.go.jp/j/riyou-soudan/kou.html>

コンシェルジュについて詳しくは
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/honbu.html>



カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

【令和5年度予算概算決定額 118（212）百万円】

<対策のポイント>

国民の幅広い参画による森林づくりの推進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成を図る「木づかい運動」の促進等の取組を支援しながら、自治体が森林整備を通じて「山の炭素吸収」を拡大する取組を企業等が応援する仕組みを構築するとともに、森林由来J-クレジットの創出・活用を促進し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長とともにカーボンニュートラルの実現に貢献します。

<事業目標>

- 国民参加による植樹の推進（1億本〔令和12年度まで〕）
- 国産材の供給・利用量の増加（34百万m³〔令和3年〕→42百万m³〔令和12年度まで〕）
- 森林管理プロジェクトのクレジット認証量の拡大（12.9万CO₂t〔令和4年度まで〕→120万CO₂t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国民参加の植樹等の推進

56（118）百万円

森林づくりを行いたい企業等と植栽場所のマッチング、コーディネート等を行うサポート体制構築や、全国植樹祭等の全国規模の緑化行事の開催等を支援します。

2. 「木づかい運動」の促進

33（94）百万円

建築物等での木材利用拡大の機運を醸成する「木づかい運動」を促進する情報発信等の普及啓発の取組を支援します。

3. 山の炭素吸収応援プロジェクト

29（－）百万円

企業等との連携による「山の炭素吸収」の拡大に向けた取組を推進する自治体等を応援するサイトを構築するほか、森林由来J-クレジットの活用促進に向けたクレジット創出と需要側への普及啓発や取引環境整備等の取組を実施します。

○企業等と森林の
マッチング、コーディネート
○全国規模の緑化
行事の開催

「木づかい運動」を促
進する情報発信等

カーボン
ニュートラル
実現に向けた
国民運動の
展開

○自治体等の森林
整備による山の炭
素吸収の取組を紹
介・応援するサイ
トの構築
○森林由来J-クレ
ジットの活用促進
に向けた普及啓発、
クレジット取引環
境の整備

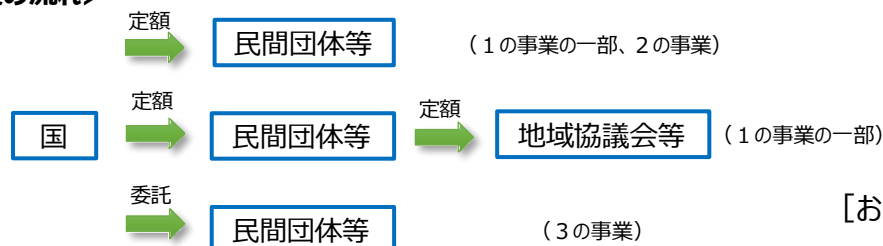
国民の取組が
カーボンニュートラルに
直接貢献

森林・林業・木材産業
によるグリーン成長

森林・林業・木材
産業の取組を
下支え

2050年カーボンニュートラルの実現

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、3の事業）林野庁森林利用課
（2の事業）木材利用課

（03-3502-8243）
（03-6744-2298）

森林整備事業＜公共＞

【令和5年度予算概算決定額 125,249 (124,718) 百万円】
〔令和4年度補正予算額 43,900百万円〕

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、**間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進**します。

＜事業目標＞

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha〔令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均〕）

＜事業の内容＞

1. 間伐や再造林、路網整備等

森林環境保全直接支援事業	23,813 (23,774) 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,999 (2,633) 百万円
林業専用道整備事業	541 (523) 百万円
山村強靱化林道整備事業	2,295 (2,299) 百万円

- ① 間伐や再造林等の省力化・低コスト化を進めつつ、適切な森林整備を推進し、健全な森林を育成します。
- ② 林業適地等における、路網の開設・改良・機能回復を支援します。
- ③ 防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 個別施設計画に基づく緊急性の高い林道施設の老朽化対策を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業	2,061 (2,057) 百万円
水源林造成事業	25,273 (25,261) 百万円

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
- ② **重要インフラ施設周辺の森林整備**を支援することで災害の未然防止につなげます。

＜事業イメージ＞

着実な再造林等に向けた対応

低コスト造林による
再造林面積の確保



林業適地における路網整備の推進により
森林施業の効率化を図り再造林等を後押し



- 林業に適した区域内において
- 林道改良の支援を強化
 - 林道の機能回復を新設

林業適地における
資源の適正な管理

多面的機能の
持続的発揮



森林整備事業のICT活用に向けた対応



航空レーザ測量データを基にした路網線形計画策定や、
3次元測量・設計導入による詳細設計作成

国土強靱化等に向けた対応

● 林道施設の老朽化・長寿命化対策

個別施設計画に基づく緊急性の高い
林道施設の老朽化対策を支援



橋梁の老朽化



長寿命化

● 森林作業道の改良・早期復旧対策

森林作業道の早期復旧や被災を予防する
ため、継続的に使用される森林作業道
の単体での改良・復旧を支援

※ R4補正予算から措置



法面の崩壊



復旧・開通

【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-6744-2303)

＜事業の流れ＞

1/2、3/10等

都道府県、市町村、森林所有者等

(1、2の事業)

国立研究開発法人森林研究・整備機構

(2の事業の一部)

※ 国有林においては、直轄で実施

建築分野における国産材への転換の促進等について

需給情報連絡協議会を通じた需給情報の共有等

- 国産材の安定供給体制の構築等に向けて、川上から川下までの幅広い関係者の間で、木材等の需給情報の収集・共有を図ることが必要であり、需給情報を共有する協議会を令和5年1～2月に中央及び全国7地区で開催
- 協議会において、輸入木材供給リスクを踏まえた国産材活用拡大の取組事例について情報共有を行い、参加者の取組を促進

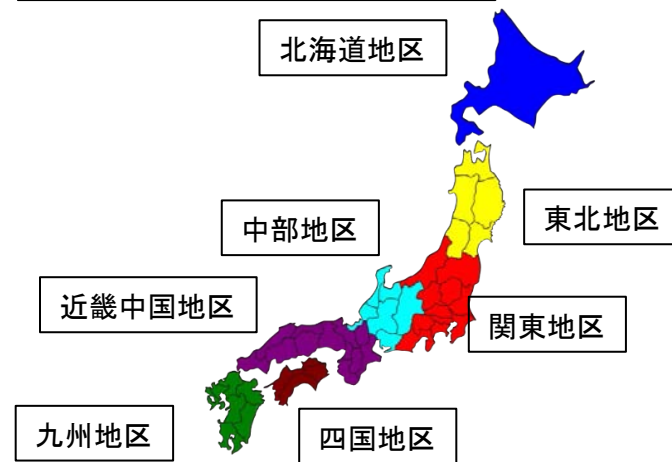
<中央協議会構成員>

- ・各業界中央団体
- ・学識経験者
- ・各地区別協議会事務局
- ・国土交通省 ほか

令和5年度第2回
中 央：R5.2.8
地区別：R5.1～2月

<地区別協議会構成員>

- ・森林組合
- ・木材加工業者
- ・学識経験者
- ・素材生産業者
- ・製紙事業者
- ・森林管理局
- ・原木市場
- ・工務店・ハウスメーカー
- ・苗木生産者
- ・木質バイオマス発電事業者



協議会で情報共有した一例 栃木県（二宮木材（株））

- ・一般的に輸入材比率の高い横架材（平角）について、輸入木材の供給リスクを踏まえて国産材のニーズが高まりつつあることを受けて、大径材を投入可能な加工ラインを整備し、品質・性能の確かなスギ平角の生産能力を強化
- ・令和4年7月から、**大手住宅会社から定期採用**され、スギ平角の安定供給（50棟分（250m³）/月）を開始



➡ その他の事例は次頁以降

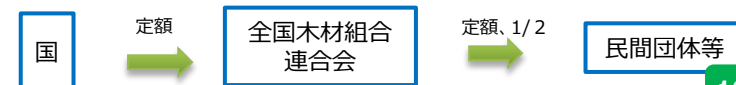
令和4年度補正予算における建築用木材転換対策

- 昨年末に成立した令和4年度第2次補正予算において、川下と連携した木材加工流通施設整備への支援に加え、建築分野における国産材への転換への支援を措置
- 具体的には、木材製品流通事業者の転換を促進する団体等向けと工務店等の木材需要者向けの2事業を措置

建築用木材転換対策



<事業の流れ>



(参考) 需給情報連絡協議会において情報共有した国産材活用拡大の取組事例

栃木県【二宮木材(株)】 …P12

一般的に輸入材比率の高い横架材(平角)について、大径材を投入可能な加工ラインの整備によりスギ平角の生産能力を強化することで、大手住宅会社からの定期採用を獲得

群馬県【群馬県産 2 × 4 材販売拡大グループ】 …P12

一般的に輸入材比率の高い 2 × 4 工法部材について、森林組合や製材工場、パネル加工工場等が連携し、県産材需要を創出

新潟県【(株)坂詰製材所】 …P13

地域の製材工場等が協力体制を構築し、人工乾燥材を含む国産材製品を安定供給

高知県【協同組合高幡木材センター】 …P13

センター組合員(製材工場)が共同で新規設備導入し、構造材や羽柄材等の顧客の幅広い国産材ニーズに対応

島根県【(株)こびき屋】 …P14

乾燥機の新規導入や川上の事業者との原木安定供給協定の締結などにより、地域材利用量と国産材製品の生産能力が向上

富山県【ウッドリンク(株)】 …P14

乾燥機等の新規導入や川上の事業者との関係強化などにより、地域材利用量と国産材製品の生産能力、歩留まりが向上

和歌山県【(株)山長商店】 …P15

加工施設を新規に整備することで、羽柄材やラミナ等の生産力を強化し、いわゆるウッドショックによる国産材需要にも対応

徳島県【製材事業者】 …P15

製材工場がプレカット工場と連携し、乾燥機を新規導入の上、住宅部材の国産材化を推進

福井県【プレカット事業者】 …P16

プレカット工場と製材工場が県産材需給協定を締結した上で実施する輸入木材から県産材への転換に対し、県が補助事業により支援することで、県産材利用を拡大

秋田県【秋田プライウッド(株)】 …P16

ロシア産カラマツ単板の輸入停止を受けて、地域のスギを100%利用した合板の生産を増強

輸入木材供給リスクを踏まえた国産材活用拡大の取組事例

【栃木県の実施事例】

実施主体

【実施主体】二宮木材株式会社（栃木県）
 【取扱量（原木換算）】79,500m³/年〔H30-R2平均〕
 【主な生産品目及び生産量】構造材21,000m³/年〔〃〕
 羽柄・造作材14,000m³/年〔〃〕
 【導入施設等】製材施設：リングバーカー、ツインバンドソー、
 モルダー、グレーディングマシン等



ポイント

- ・横架材は輸入材率が高いため、輸入木材供給リスクを踏まえて需要が増大すると想定されるスギ平角の増産を可能にする必要。
- ・今後さらなる供給増大が見込まれる大径材を原料とした、新たな木取りによる製品生産や、多品目・短納期に応えるための製品保管能力の向上が不可欠。
- ・直径約60cmまで投入可能な高速型リングバーカーやツインバンドソー等の加工ラインの整備により、強度性能が担保されたスギ平角の生産量と生産性を向上。

取組の効果

【取組実施による効果】
 生産能力の強化により、大手住宅会社に対してスギ平角の安定供給（50棟（250m³）/月）をR4.7月から開始したほか、いわゆるウッドショックによる輸入材の代替需要の急増にも対応が可能となった。

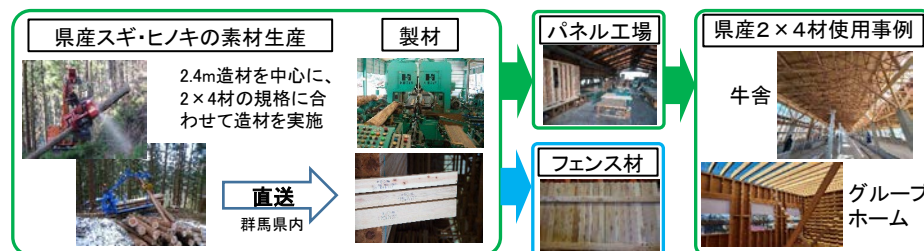
【今後の展望】
 大径材のフル活用をさらに推進し、国産材のシェアを高めていく。

丸太利用量23%増加
 (R3実績値 97,900m³)

【群馬県の実施事例】

実施主体

【実施主体】群馬県産2×4材販路拡大グループ（群馬県）
 【取扱量（原木換算）】5,200m³/年
 【主な生産品目及び生産量】群馬県産2×4材 1,100m³/年(R3)
 （製材部門）輸出向けフェンス材 2,000m³/年(R3)
 【導入施設等】ギャングリッパー



ポイント

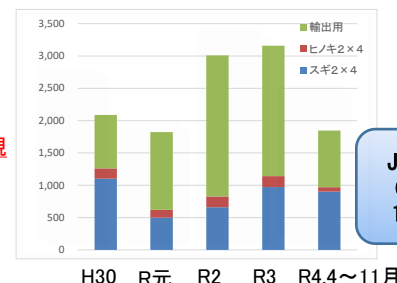
- ・森林組合、製材工場、パネル加工工場、県森林組合連合会が連携し、群馬県産スギを中心とした2×4材の、原木供給、加工、流通に一体的に取り組む
- ・2×4材の規格に合わせた材長で造材し、需要者側のニーズに応じた原木を山元から直送する仕組みを構築
- ・群馬県内の製材工場がJAS（枠組壁工法）取得し、群馬県産2×4材を生産
- ・北米向けフェンス材として2×4、4×4規格の材を輸出開始。仕様（長さ）が近いので、国内需要の動向に応じた振り向けが可能。

取組の効果

【取組実施による効果】
 ・主要部材の多くを外材に頼る2×4工法において、部材の一部を県産2×4材に置き換えることで、県産材の新規需要創出が図られた

【今後の展望】

- ・JAS格付製材品の生産量拡大
- ・製材品の海外輸出拡大



JAS材 格付量
 （枠組壁工法）
 1,050m³ (R3)

輸入木材供給リスクを踏まえた国産材活用拡大の取組事例

【新潟県の実施事例】

実施主体

【実施主体】株式会社坂詰製材所（新潟県）
【取扱量（原木換算）】12,000m³/年
【主な生産品目及び生産量】柱材、横架材、羽柄材 5,400m³/年
【導入施設等】乾燥機、仕上げ機械



左：木材乾燥機
右：生産されたKD材

ポイント

- ・同社は、地域材の製品供給力を増大するため、乾燥機や仕上げ機械を中心に施設整備を積極的に進めてきたが、新たな供給先の確保が課題となっていた。
- ・いわゆるウッドショックの影響で輸入材が不足する中、地域の製材工場に一次製材の委託や、その工場の賃乾燥・仕上げを請け負う協力体制を構築することで、KD材を含む国産材製品を増産。
- ・地域の製材工場も、顧客にKD材等を安定供給できるメリットがあり、協力体制がスムーズに構築された。

取組の効果

【取組実施による効果】

- ・地域における国産材製品の供給量増大及び安定供給が可能になり、輸入材からの転換・定着が図られ、国産材製品の供給量が3,000m³、供給先が30社増加。

(取組による供給量・供給先の増加)

【今後の展望】

- ・更なる施設整備に加え、川上や川下との連携を進め、地域全体で安定供給・利用体制を整備

	R元 (導入前)	R3 (導入後)	増加率
製品出荷量 (出荷先)	2,380m ³ (100社)	5,400m ³ (130社)	127%増 (30%増)

【高知県の取組事例】

実施主体

【実施主体】協同組合高幡木材センター（高知県）
【原木加工量】40,000m³/年、製品20,800m³/年（令和6年度）
【主な生産品目及び生産量】柱・土台（桧）8,236m³/年、
柱（杉）4,243m³/年
【導入施設等】リングバーカー、帯鋸盤、丸鋸盤、グレーディング設備、
モルダー加工機械、木材乾燥機、作業用建屋 ほか



ポイント

- ・同センターは、住宅の柱等に現しで用いられる役物を中心に競り売りしてきたが、ニーズが減少。
- ・センターの組合員である製材事業4者が、製材設備を新たに導入。最新鋭の設備により大径材の加工が可能になるほか、集約化による生産性を向上。
- ・事業規模を拡大したことで、いわゆるウッドショックにより生じた国産材の代替需要に対して、構造材はもとより、役物、羽柄材、化粧材等、顧客の幅広いニーズに対応。

取組の効果

【取組実施による効果】

令和4年度実績見込
原木加工量：15,000m³/年
(計画量15,000m³/年)
新規雇用：11人（全従業員数23人）

【今後の展望】

- ・国内での物流拠点として関西、東海、関東エリアの木材問屋、プレカット、木材流通業者と提携し安定販売に取り組む。
- ・海外への輸出強化。桧壁板材を高知新港から北米に出荷予定。

R6目標値：高度加工された木材製品の付加価値率150%
(R4年11月までの実績値：66%)

輸入木材供給リスクを踏まえた国産材活用拡大の取組事例

【島根県の実施事例】

実施主体

【実施主体】株式会社 こびき屋（島根県）
【取扱量（原木換算）】800m³/年
【主な生産品目及び生産量】梁・桁材250m³/年、羽柄材150m³/年
【導入施設等】高温乾燥機

ポイント

- ・近年、地産地消の観点から、外材から国産材への切り替えを進めており、国産材製品の生産能力強化、地域材の安定供給体制の構築などが喫緊の課題となっていた。
- ・R2年度に**高温乾燥機を導入**し、国産材製品生産のボトルネックとなっていた**乾燥工程の能力強化**。併せて、**川上の複数の事業者と原木安定供給協定を締結した上で、地域内の関係者（製材業者、伐採業者、県、市）と連携し、地域材の需給情報を共有**。
- ・これらにより、地域材の安定供給、計画的な利用に向けた体制が整備された。



導入した高温乾燥機

取組の効果

**原木消費量の国産材割合100%を達成
(R3実績値)**

【取組実施による効果】

- ・**原木安定供給協定の締結により地域材供給量が増加**、原木仕入れ量の5割を協定が占める
- ・高温乾燥機の導入により構造材を中心に**国産材製品の生産能力向上**、製品出荷量の6割を人工乾燥した高品質製品が占める
- ・地域内関係者との需給情報共有による計画的な地域材利用

【今後の展望】

- ・原木安定供給体制の維持・強化
- ・さらなる国産材製品生産能力の向上に向け、乾燥機などの施設増強
- ・計画的な地域材利用のための地域内関係者との連携強化

【富山県の実施事例】

実施主体

【実施主体】ウッドリンク（株）（富山県）
【取扱量（原木換算）】55,500 m³/年 [R3]
【主な生産品目及び生産量】羽柄材 25,000m³/年 [〃]
【導入施設等】木材乾燥機4基、再割ギャングラインほか



ポイント

- ・H20年より輸入材から国産材製材への材料転換の取組みを進める中、人工乾燥能力がボトルネックであったため**乾燥機を増設**。また、ギャングリッパー導入により、製品生産能力も増強。
- ・施設整備による地域材の需要増に対して、**原木を安定的に調達できるように川上との関係を強化**。
- ・大径材の有効利用のため、根張カッターを導入。
- ・製品生産量が増加し、いわゆるウッドショック時の国産材シフトによる需要増にも対応。

取組の効果

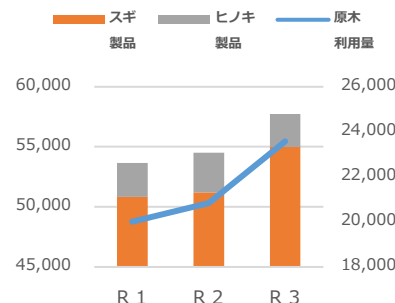
【取組実施による効果】

施設整備により地域材利用量が増加。
乾燥品質が安定し、歩留向上。

【今後の展望】

一層の地域材利用量の増加、生産性の向上に取組み、製品供給力を強化

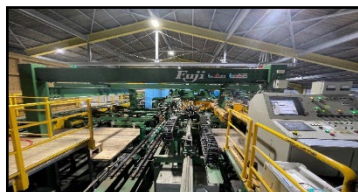
**地域材利用量が26%増加
(R3実績値55,500m³)**



【和歌山県の取組事例】

実施主体

【実施主体】(株)山長商店（和歌山県）
 【取扱量（原木換算）】31,260m³/年
 【主な生産品目及び生産量】角材8,700m³/年、羽柄材4,600m³/年
 【導入施設等】木材処理加工施設整備 一式
 ノーマンツイン帯鋸盤2台、6軸モルダー1台、木材乾燥機2台等



ポイント

- ・いわゆるウッドショックによる輸入材の供給不足の影響で、国産材を加工する同社プレカット事業部への、工務店等からの発注量が増加。
- ・同社での羽柄材等の生産量に対する需要過多となったことから、新たに加工施設を整備し、B材を活用した羽柄材やラミナ等の生産力を強化。地域資源の有効活用にもつながった。

取組の効果

- 【取組実施による効果】
- ・ 自社新設工場にて、羽柄材等の生産力を強化することにより、国産材需要に対応すると共に、プレカット事業の受注を向上。
- 【今後の展望】
- ・ 乾燥工程等を更に改善し、発注に対する即応体制を強化。羽柄材のJAS認定取得を図り、新たな需要を確保。

目標値（R5年度）1日当たりの原木処理量の増加量 55m³/日
 1年目の効果（R3実績値：32m³/日、1年目目標の達成率168%）

【徳島県の取組事例】

実施主体・取組の背景

【実施主体】製材事業者（徳島県内）
 【取扱量（原木換算）】約12,000m³/年（R2※うち83%が外材）
 【主な生産品目及び生産量】羽柄材約6,000m³/年（R2）
 【導入施設等】木材乾燥機
 【背景】

- ・ 消費者の外材離れが進み、住宅部材の国産化が期待されている
- ・ 県内プレカット会社で羽柄材の国産転換の動き
- ・ 外材挽き製材工場の原料調達が困難



ポイント

- ・ 製材工場がプレカット工場と連携し、住宅部材の国産材化を推進。
- ・ 外材製品と同等の品質確保のため乾燥材生産強化。

取組の効果

現在乾燥機導入中
(R5から運用開始)

- 【取組実施による効果】
- ・ 県産材大径材（A材）の利用促進。
 - ・ 乾燥機導入による製品品質の向上と納期短縮。
- 【今後の展望】
- ・ 連携したプレカット工場は年間数万m³の製品を消費するため、更なる地域の製材工場との連携が必要。
 - ・ 安定した供給を実現するため、製材工場相互の水平連携も必要。

輸入木材供給リスクを踏まえた国産材活用拡大の取組事例

【福井県の取組事例】

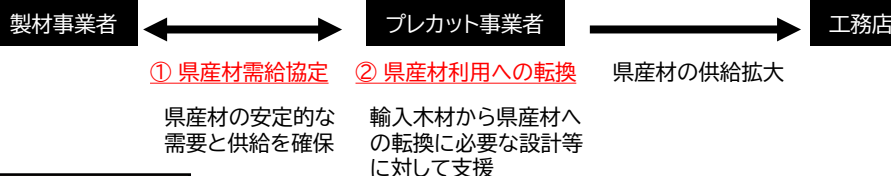
実施主体・取組の背景

実施主体：プレカット事業者（福井県内）

【背景】

世界的な木材需要の増大等を背景に輸入木材が減少し、建築用木材の調達が困難となっていることから、輸入木材の代替として県産材の供給量を増大させ、県産材需要を高めることが必要。

このため、製材事業者とプレカット事業者間で木材需給協定を締結し、県産材需要を確保することにより製材事業者の経営意欲の向上を図るとともに、プレカット事業者の輸入木材から県産材に転換する取組みに対して支援することにより、県産材の供給および需要の拡大を図る。



ポイント

【取組概要】

- ・製材事業者とプレカット事業者間で県産材需給協定を締結し、プレカット事業者の輸入木材から県産材利用に転換する取組み※に対して支援。
※設計の見直しや構造材の寸法の検討など、県産材仕様への変更に要する経費や工務店に対する構造部材の変更および変更に伴う留意事項の説明に要する経費等
- ・県産材需給協定に基づく供給量の実績数量（m3）から過去3カ年の県産材利用実績の平均数量（m3）を減じた数量に補助単価（8千円/m3）を乗じた額をプレカット事業者に対して交付。

【取組の特徴・成功のポイント】

- ・木材需給協定締結を支援の要件とすることで県産材の需要を確保するとともに、製材事業者の意欲の向上を図る。

取組の効果

【取組実施による効果】

- ・住宅分野における確実な県産材利用の拡大
- ・事業主体の県産材利用量は、R3年度と比較して90%増の見込
※木材需給協定の数量合計（製品量750m3）÷過去3カ年平均の県産材利用実績（396m3）により算出

【今後の展望】

- ・安定的な県産材供給と利用拡大

【秋田県の取組事例】

実施主体

【実施主体】秋田プライウッド株式会社男鹿工場（秋田県）

【国産材取扱量（原木換算）】19.6万m3/年

【主な生産品目及び生産量】合板12万m3/年（国産材換算分）

【導入施設等】単板乾燥機ほか



ポイント

- ・ロシア・ウクライナ情勢の影響により、ロシア産カラマツ単板の輸入が停止したため、今後も見据えて、地元スギ100%の合板の生産を増強。
- ・より高性能で省力化が期待できる単板乾燥機等を導入し、国産材単板の生産量約6%増加を目指す。

取組の効果

- ・単板の国産化を進める事で、国際情勢の影響を受けにくい生産体制の構築を目指し、併せて、地元原木の安定調達に取り組む。

【今後の展望】

- 全層スギ合板の生産量を増やすため、他工場の生産体制も順次更新し、国産材単板の生産強化を図る。

国産材取扱量が約6%増加
(R8目標値20.8万m³)

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和5年度予算概算決定・令和4年度補正予算)

林野庁

※本資料は、令和5年度政府予算概算決定及び令和4年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。

※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。

※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

※令和5年度予算については、概算決定段階のものであり、今後、変更や修正の可能性があります。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html

林野庁HP「建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト		
								非住宅建築物												住宅											
								公共建築物										民間非住宅建築物													
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署													駅・空港	高速道路SA・道の駅
<施設整備への支援>																															
1	農林水産省（林野庁）	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（うち木造公共建築物の整備）	地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・木質化に対する支援	地方公共団体、民間事業者等	○不特定多数の者が利用する公共建築物であること ○補助対象施設の面積が300㎡以上であること ○木造化の場合、対象施設の地域材利用量が0.18㎡/㎡以上であること。木質化の場合は木質化事業面積が300㎡以上であること ○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること ○構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること 等	○木造化：建設工事費の15%以内（ただし、CLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内） ○木質化：木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）	118億円の内数	○	○	○	○	○	○	○			○	○			地域材の利用が必須	○都市（まち）の木造化推進法に基づく市町村方針を策定している市町村内に整備するものが対象 ○公立小中学校の校舎木造化は補助対象外 ○営利目的の施設は補助対象外 ○庁舎、消防署、警察署は不特定多数の利用者が見込めないため、費用対効果の観点から対象外 ○都道府県の交付金事業としての支援であるため、整備箇所の都道府県交付金事業計画に含まれるものが対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2626 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/kou-fukin.html					
2	農林水産省（林野庁）	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産加工流通施設：1/2以内	72億円の内数												特用林産物生産施設等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の特性等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/kou-fukin.html						
3	農林水産省（林野庁）	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち高性能林業機械等の導入（うち効率化施設及び活動拠点施設）	1 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業再生産の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な高性能林業機械等の購入を支援 2 効率のかつ安定的な林業経営を継続的に行うために必要な高性能林業機械等のリースを支援	森林整備法人等、選定経営体	○受益範囲において、素材の生産量若しくは素材の生産性の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること ○受益範囲、利用計画等からみて適切なもの 等	○効率化施設整備：1/2以内	72億円の内数												木材貯木場管理棟	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	林業生産施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁経営課 TEL：03-3502-8055 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/kou-fukin.html						

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途															木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										住宅										
								公共建築物																				
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅	民間非住宅建築物								
4	農林水産省（林野庁）	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（うち木材加工流通施設等の整備）	需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○受益範囲において、当該加工部門の地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること ○事業実施主体は、一定量の地域材の利用の増大を目的として、木材安定取引協定の締結を行うこと ○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること 等	1/2以内等	72億円の内数												製材工場、集成材工場等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○建屋等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、その木材加工流通施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/kou-fukin.html ※現時点ではR4事業を掲載		
5	農林水産省（林野庁）	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（うち木質バイオマス利用促進施設整備）	木質バイオマスの利用促進に必要な施設の整備を支援	地方公共団体、民間事業者等	○木質バイオマス資源の利用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設であること ○地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設であること 等	○木質バイオマス供給施設整備 未利用木質資源の燃料製造・供給に向けた取組は1/3（※1）（※2） ○木質バイオマスエネルギー利用施設整備 未利用木質資源の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は1/3（※1） ※1 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合、補助率は1/2 ※2 FIT・FIP発電所への供給を主な目的とする取組の場合は、各種条件により補助率1/2、1/3、15%	72億円の内数												木質バイオマス供給施設及び木質バイオマスエネルギー利用施設の建屋等		建屋等の整備においては、原則として木造。ただし、法令による制限やコスト等の観点から困難である場合は、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること	木質バイオマスの利用推進に必要不可欠と認められる建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2297 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/kou-fukin.html ※現時点ではR4事業を掲載		

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物																				住宅
								公共建築物										民間非住宅建築物										
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署		駅・空港	高速道路SA・道の駅								
6	農林水産省（林野庁）	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち国際競争力・木材供給基盤強化対策のうち木材産業の輸出促進・体質強化対策	合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、工場間連携や多品目への転換や輸出拡大に資する木材製品の高付加価値化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、受益範囲において、1日当たりの木材（原木）処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であること。 ○低コスト化又は品目転換を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ること。 ○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること 等	1/2以内	499億円の内数 ※R4補正											製材工場、集成材工場等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○建屋等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、その木材加工流通施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosan/kesan/R4hosei.html					
7	農林水産省（林野庁）	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち国内森林資源活用・建築用木材供給力強化対策のうち建築用木材供給力強化対策（うち木材加工流通施設整備（供給力強化））	既存設備の機能向上やストック機能の強化も含めた国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設を新設する場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品が、受益範囲において1年間当たり10,000㎡を上回ること ○新設以外の場合にあっては、受益範囲において1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であること ○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること 等	1/2以内	499億円の内数 ※R4補正											製材工場、集成材工場等の建屋等	○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○建屋等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、その木材加工流通施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosan/kesan/R4hosei.html					

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物																					
								公共建築物										民間非住宅建築物											
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署												駅・空港
8	農林水産省（畜産局）	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組を支援。	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	121億円の内数												○（家畜飼養管理施設）	○木材利用の有無は経営体の判断による ○家畜飼養管理施設のうち畜舎、フリーストール牛舎、ミルクインバーラー、鶏舎については、500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる家畜飼養管理施設等の産地の基幹施設の整備を支援することと趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	畜産局企画課 TEL：03-3501-1083						
9	農林水産省（農産局）	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（生産技術高度化施設の整備）	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組、みどりの食料システム戦略に掲げる取組の推進に必要な施設の整備を支援	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	121億円の内数												○（低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設） ※建築物かどうかの判断は建築主事による	資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる低コスト耐候性ハウス等の産地の基幹施設の整備を支援することと趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室：03-3593-6496 https://www.maff.go.jp/i/s/eisan/suisin/tuyoi/nougyou/tutit/R5/tuyonou_tuti.html ※R5年度予算成立後に掲載予定						
10	農林水産省（農産局）	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策（生産技術高度化施設の整備）	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な施設の整備等を支援	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体等	○産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において基準を満たした成果目標を定めること ○面積要件等を満たしていること 等	1/2以内等	306億円の内数 ※R4補正												○（低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設） ※建築物かどうかの判断は建築主事による	資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定。以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、産地の収益力強化に向けた取組に必要な低コスト耐候性ハウス等の施設の整備を支援することと趣旨としており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室：03-3593-6496 https://www.maff.go.jp/i/s/eisan/suisin/tuyoi/nougyou/sanchipu.html ※現時点ではR3補正事業を掲載						

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物												住宅									
								公共建築物													民間非住宅建築物								
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅										
11	農林水産省（農村振興局）	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業）	定住促進・交流対策型：農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援	計画主体：都道府県・市町村 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等	農産漁村活性化法に基づく活性化計画を策定 延べ床面積1,500㎡以上は補助対象外、施設の上限事業費は29万円/㎡	1/2等（国費上限額4億円）	9,070百万円の内数														○ （公営住宅）	コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと	個人財産への交付、施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載	農林水産省 地域整備課 TEL：03-3501-0814	https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html#shien ※現時点ではR4事業を掲載			
12			産業支援型：6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備を支援	事業実施主体：農林漁業者が組織する団体、中小企業者	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定または農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要	3/10、1/2以内（国費上限額1億円）															○ （農産物加工・販売施設等）	個人財産への交付、施設の単純更新は不可 6次産業化等による農林漁業者等の所得向上を目指すための事業であること	各都道府県の6次産業化担当部局にお問い合わせください。	農林水産省 都市農村交流課 TEL：03-6744-2497					
13	農林水産省（水産庁）	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等に対し支援	地方公共団体、漁業協同組合等	各地域の浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること等	交付率（1/2等）	24億円の内数														○ （漁業共同利用施設）	施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する		都道府県を通じての交付金となっています。	水産庁防災漁村課 TEL：03-6744-2391	https://www.iffa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/ ※現時点ではR4事業を掲載			
14	国土交通省	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）	木造化に係る先導的な設計・施工技術が導入される建築物の整備に対し支援	地方公共団体、民間事業者等	○構造・防火面の先導的な設計・施工技術が導入されるもの ○使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの ○建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のもの ○設計・施工に係る技術等を公開すること等	○調査設計費：先導的な木造化に係る費用の1/2以内 ○建設工事費：木造化による掛かり増し費用の1/2以内 ただし、掛かり増し費用の算出が困難な場合は、建設工事費の15%以内 ○技術検証費：検証にかかる費用の1/2以内 （上限額：5億円）	66.29億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	用途の制限なし	○	主要構造部に木材を一定以上使用するものであること	補助対象事業の公募を行い、有識者により構成される委員会の審査により選定	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111	

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物																					
								公共建築物										民間非住宅建築物											
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅										
15	国土交通省	優良木造建築物等整備推進事業	炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対し支援	地方公共団体、民間事業者等	○主要構造部に木材を一定以上使用するもの ○耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの ○用途が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの ○多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に関する取組がなされるもの等	○調査設計費：木造化に係る費用の1/2以内 ○建設工事費：木造化による掛かり増し費用の1/3以内 ただし、掛かり増し費用の算出が困難な場合は、建設工事費の10%以内 (上限額：3億円)	279.18億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの（劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等）	○ (共同住宅等に限る)	主要構造部に木材を一定以上使用するものであること		国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室にお問い合わせ下さい。	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111						
16	国土交通省	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(地域型住宅グリーン化事業)	地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対して支援を行う	民間事業者	・国に採択されたグループに所属する工務店が施工するものであること ・木造住宅であること ・ZEH、長期優良住宅等であること 等	・ZEH140万円／戸 ・長期優良住宅140万円／戸 等	279.18億円の内数											○	柱・梁・桁・土台の過半に地域材を使用した場合に20万円／戸の加算 等	補助対象は新築のみ	国土交通省が採択した事業実施主体がグループを公募する	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室：03-5253-8111							
17	総務省	(地方財政措置)地域活性化事業債		地方公共団体	全般的に地域木材を利用した施設の整備が対象	○充当率：起債対象経費の90%以内 ○交付税措置：地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	－	地方財政法第5条第5号に規定する公共施設又は公用施設で、普通会計で整備するものが対象。											○地域木材を利用することが必要。具体的には以下のとおり ○新築又は増改築の場合 ・木造の建築物(同一建築物において木造部分と非木造部分が混在する場合は木造部分のみ)が対象 ・木造部分と非木造部分が混在する建築物で、木造部分と非木造部分を切り分けできない場合は、建築物全体で、木造の建築物と同程度に地域木材が利用されているものが対象。その際、床面積1㎡あたりの地域木材の利用量が0.18㎡以上であることが目安 ○改修の場合 ・内装の木質化が対象				総務省地域力創造グループ地域政策課 TEL：03-5253-5523						

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 （令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載）	施設の用途														民間非住宅建築物	住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																					
								公共建築物																					
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署												
18	環境省	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業の一部	建築物の新築・改修によるZEB化等を支援	民間事業者・団体、地方公共団体一般	○外皮性能基準（建築物省エネ法）への適合 ○設計一次エネルギー消費量の削減 ○エネルギー計測システムの導入 ○BELSによるZEB認証の取得 等	補助対象経費の1/3～2/3を支援 ほか	6,000,000千円の内数 ※R4補正	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	○※注1	△※注1	△※注1	○※注1		○CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択 ○補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択（予定）	※注1 建築物の用途により個別に判断。住宅、工場、倉庫等の用途は対象外	3月中の公募開始を予定	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341	http://www.sii.or.jp/kankyoku.jp/hojoe.html				
						補助対象経費の1/3～2/3を支援 ほか	5,894,280千円の内数														未定								
19	環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	低炭素化に資する素材（CLT）を一定量使用する戸建住宅に支援	戸建住宅を新築する者	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）戸建住宅 またはZEH+戸建住宅	①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸 ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸	6,550,000千円の内数												○	CLT一定量以上使用で定額を追加補助 （ZEH化戸建住宅への補助金55万円または100万円に追加）		未定		環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341	https://sii.or.jp/zeh04/				

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物												住宅									
								公共建築物																					
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅										
20	環境省	集合住宅の省CO2化促進事業	低炭素化に資する素材（CLT）を一定量使用する集合住宅に支援	集合住宅を新築する者	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）集合住宅（低層・中高層）	①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸 ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内 ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内	3,450,000千円の内数												○	○CLT一定量以上使用で定額を追加補助 定額10万円/1㎡ （上限：1棟あたり1,500万円） （ZEH化集合住宅への補助金40万円または補助対象経費の1/3に追加） ○②③について、補助対象事業者が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく建築物木材利用促進協定を締結している場合（事業）は一定の優遇を行う	未定	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL：0570-028-341	https://sii.or.jp/zeh_m04/					
21	経済産業省	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業	先進的な技術等の組み合わせによる民間の大規模建築物のZEB化の実証を支援	民間事業者・団体	○BELSによるZEB認証の取得 ○「ZEBプランナー」の関与 ○WEBPRO未評価技術のうち1項目以上の導入 ○要件を満たすBEMS導入 ○エネルギー区分ごとの計測・計量・データ収集・分析・評価 ○ZEBリーディング・オーナーへの登録等	補助対象経費の2/3以内 （上限額5億円/年、10億円/事業）	68億円の内数												○	CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択	対象は、大規模建築物（新築：10,000㎡以上、既築2,000㎡以上）に限る	未定		資源エネルギー庁省エネルギー課 TEL：03-3501-9726					

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト			
								非住宅建築物																					
								公共建築物												民間非住宅建築物							住宅		
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅										
22	経済産業省	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）実証事業	需給一体型を目指したZEHモデル、次世代型のHEMSモデルや超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援	民間事業者	【戸建住宅】 「ZEH+に係る要件」を満たしていること且つ、以下のいずれか1つ以上を導入すること 1. 蓄電システム 2. V2H充電設備（充放電設備） 3. 燃料電池 4. 太陽熱利用温水システム 5. 太陽光発電システム10kW以上 【集合住宅】 ①集合住宅におけるZEHロードマップの「ZEH-Mの定義」を満たしていること ②S11に登録されているZEHデベロッパー（建築主） ③個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパー（建築請負会社）に補助事業の発注を計画している建築主	【戸建住宅】 100万円/戸 以下のいずれかを導入した場合に加算 ・蓄電システム（定置型）：2万円/kWh、補助対象経費の1/3又は20万円のいずれか低い額を加算 ・燃料電池：2万円/台 ・V2H充電設備（充放電設備）：補助対象経費の1/2又は75万円のいずれか低い金額を加算 ・太陽熱利用温水システム：【液体式】17万円/戸、【空気式】60万円/戸 【集合住宅】 補助対象経費の1/2以内 （上限：3億円/年、10億円/事業）	68億円の内数												○	【集合住宅】 対象は、住宅用途部分が21層以上	未定	資源エネルギー庁省エネルギー課 TEL:03-3501-9726							
23	文部科学省	公立学校施設整備費負担金	公立の義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するため、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を負担	地方公共団体	○公立小中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新增築 ○公立小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新增築 等	原則1/2	388億円の内数	○公立												①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/zyosei/zitumu.htm						
24	文部科学省	学校施設環境改善交付金	学校施設の老朽化対策や耐震化をはじめとした環境整備を図り、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、設置者が行う公立学校施設整備に必要な経費を支援する	地方公共団体	○計画的・効率的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事を含めて補助 ○構造上危険な状態にある建物の改築 等	原則1/3	298億円の内数 1,204億円の内数※R4補正	○公立幼稚園・こども園												①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	○公立認定こども園については、公立幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園に限る ○公立認定こども園については令和4年度補正予算に限り、令和5年度よりこども家庭庁に移管予定	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/zyosei/zitumu.htm					

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
								公共建築物												民間非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
25	文部科学省	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助	国立大学法人 国立高等専門学校 大学共同利用機関法人	国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付	定額	363億円の内数	○国立	○国立大学附属幼稚園					○国立大学附属病院																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途															木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										住宅										
								公共建築物																				
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物								
28	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施	地方公共団体 医療法人 社会福祉法人等	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること 等	○医療施設：都道府県において設定 ○介護施設：定額	医療分：751億円の内数 介護分：352億円の内数				○		○								介護施設にあっては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県の医療・介護担当部局へお問い合わせ下さい。		厚生労働省 医政局 TEL：03-3595-2194 厚生労働省 老健局 TEL:03-3595-2888	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html		
29	厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの	都道府県等	へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること 等	1/2、1/3	36億円の内数						○								医師住宅		各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。		厚生労働省 医政局 TEL：03-3595-2194			
30	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する	社会福祉法人等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること 等	1/2	45億円の内数					○									障害福祉サービス事業所等においては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。		厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528			
31	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図るとともに、障害児・障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等を速やかに実施する	社会福祉法人等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること 等	1/2	99億円の内数 ※R4補正					○									障害福祉サービス事業所等においては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。		厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528			

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト				
								非住宅建築物										民間非住宅建築物										住宅			
								公共建築物																							
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅												
32	子ども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定子ども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する	社会福祉法人 学校法人等	○市区町村が策定する整備計画等に基づいて整備されるものであること。	(私立) 1/2相当 (新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2/3相当) (公立) 1/3相当 ※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。	295億円の内数		○就学前教育・保育施設														各都道府県の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	内閣官房 子ども家庭庁設立準備室 TEL：03-6550-8157 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 TEL：03-3595-2647 子ども家庭局保育課 TEL：03-3595-2542							
33	子ども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置するための交付金	都道府県 社会福祉法人等	都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること	定額（1/2相当、児童館は1/3相当）	66.5億円の内数			○児童福祉施設等													各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	内閣官房 子ども家庭庁設立準備室 TEL：03-6550-8157 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室 TEL：03-3595-2647							
34	防衛省	民生安定助成事業	防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成	地方公共団体	防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められること等	5/10～10/10・定額等（補助率は、対象施設の工事方法等により異なる）	355億円の内数		○子ども園・保育所	○	○		○	○	○	○							各地方防衛局の担当部局へお問い合わせ下さい。	防衛省地方協力局地域社会協力総括課 TEL：03-5362-4842	https://www.mod.go.jp/ja/proach/chouwa/sesaku/hoikin/jigyv.html						
35	防衛省	特定防衛施設周辺整備調整交付金	公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業を行うための費用に充てさせるため、予算の範囲内において、特定防衛施設関連市町村に対して交付	地方公共団体（特定防衛施設関連市町村に限る）	○特定防衛施設関連市町村であること ○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第14条に定めるメニューに合致すること ○公共用の施設に限る	特定防衛施設関連市町村への交付額の範囲内	244億円の内数	○	○	○	○	○	○								公用施設、国が設置する公共用施設及び国の補助を受けて設置する公共用施設（国の他の補助金等の交付を受けた場合、地方負担分への本交付金の充当）は対象外	各地方防衛局の担当部局へお問い合わせ下さい。	防衛省地方協力局地域社会協力総括課 TEL：03-5362-4842	https://www.mod.go.jp/ja/proach/chouwa/sesaku/hoikin/jigyv.html							

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										住宅									
								公共建築物																			
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物							
36	防衛省	住宅防音事業	自衛隊等の飛行場や演習場等の運用に伴う航空機等による騒音の障害を防止又は軽減するための必要な工事の助成措置	防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域において、区域指定の際現に所在する住宅の所有者等	○防衛大臣が指定する第一種区域等に所在する住宅 ○人の居住の用に供する住宅等 ○防衛省の定めた「住宅防音工事標準仕方書」等により工事を実施 ○住宅防音工事を実施後10年が経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具を機能復旧する工事(演習場周辺住宅防音事業は除く)	○住宅防音工事 防音工事に必要な工事費の10/10（限度額有） ○防音建具機能復旧工事10/10	約638億円の 内数											○	住宅所有者等の意向	住宅等の仕上げ等は原状復旧が原則であるため、木質化により、原状復旧の額を超える分は補助対象外	各地方防衛局の担当部局へお問い合わせください。		防衛省地方協力局地域社会協力総括課 TEL：03-5362-4842	https://www.mod.go.jp/i/ap/proach/chouw/a/sesaku/hojokin.iigyo.html			
37	日本政策金融公庫	【中小企業事業・国民生活事業】 新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、セーフティネット貸付、一般貸付ほか	中小企業・小規模事業者の施設・設備の導入を行うための資金を貸付	中小企業・小規模事業者	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	○貸付限度額（例） 【中小企業事業】 7億2千万円ほか 【国民生活事業】 7千2百万円（うち運転資金4千800円）ほか ○貸付利率 主要利率一覧表 (https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html) ほか	－	○	○	○	○	○				○		店舗・工場・事務所などの事業用建築物		「施設の用途」欄に該当する場合であっても、資金により詳細な要件が定められているため、日本政策金融公庫各支店に要確認	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html		日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業各支店 (https://www.jfc.go.jp/n/branch/)				
38	(独)福祉医療機構	福祉貸付事業	老人福祉施設、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に必要となる建築資金等を貸付	社会福祉法人一般社団（財団）法人 学校法人等	土地、建物、地上権のいずれか又は全てに担保を設定すること	○融資限度額 （機構が定める基準事業費－法的・制度的補助金）×融資率 ○貸付利率 金銭消費貸借契約締結時の利率を適用 最新の利率は機構のHP(https://www.wam.go.jp/hp/)で確認	－		○保育所・子ども園	○	○								木材の利用による木造施設の整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施	償還期間は、貸付金の種類及び貸付金額の区分に応じ、機構が決定	https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/		独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL：03-3438-9298				

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物												民間非住宅建築物										住宅
								公共建築物																						
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路S・A・道の駅											
39	農林水産省（林野庁）	森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業のうち都市における木材需要の拡大	都市部における木材利用の強化等を図るため、建築用木材の利用実証の取組を支援	民間事業者等	都市木利用拡大宣言又はJAS構造材活用宣言を登録した者であること	木質耐火部材、JAS構造材、内装材、木製サッシの調達費の1/2相当（定額）	12億円の内数	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	木質耐火部材、JAS構造材、内装材や木製サッシを使用する実証であること	・木質耐火部材の補助とJAS構造材の補助を併用することはできない ・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	https://toshimokuzai.jp/				
40	農林水産省（林野庁）	森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業のうち強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及	建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善を行う事業を支援	民間事業者等	カーボンニュートラルの貢献に向けて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量などの検証をすること	技術等の開発や再検証・改善費用（定額）と建築費（3/10）	12億円の内数	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	非住宅・中高層建築物の木造化・木質化、ツーバイフォー工法や木質パネル工法等の普及、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化等への対応やリフォーム等による長寿命化に向けて、高い普及性が見込まれる新たな技術を活用した実証であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容及び今年度の拡充内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	https://www.howtec.or.jp/				
41	農林水産省（林野庁）	CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業のうちCLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	12億円の内数	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	CLTを活用した建築物の実証であること	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。		林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	https://cltiss.hou.org/index.html				
42	農林水産省（林野庁）	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうちCLT建築実証支援事業のうちCLT建築実証事業	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	499億円の内数 ※R4補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	CLTを活用した建築物の実証であること	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	（公財）日本住宅・木材技術センターが実証事業の公募を行う。		（公財）日本住宅・木材技術センター研究技術部 TEL：03-5653-7662	https://cltiss.hou.org/index.html				

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和5年度概算決定額 (令和4年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定※締結者に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物																			
								公共建築物										民間非住宅建築物		住宅							
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署				駅・空港						
43	農林水産省（林野庁）	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうちJAS構造材実証支援事業	JAS構造材を活用した建築実証を支援	民間事業者等	JAS構造材活用宣言を登録した者であること	JAS構造材の調達費の1/2相当（定額）	499億円の内数 ※R4補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	JAS構造材を使用する実証であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	（一社）全国木材組合連合会が実証事業の公募を行う。	（一社）全国木材組合連合会 TEL：03-6550-8540	https://www.jas-kouzouzai.jp/		
44	農林水産省（林野庁）	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち外構部等の木質化対策支援	非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部・外装について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	499億円の内数 ※R4補正	建築物の外構(木塀・ウッドデッキ等)や外装が対象。詳細は「公募情報等」欄に記載した者が決定。														建築物の外構部・外装の木質化の実証であること	同一の対象で他の国からの補助や助成を原則利用することはない	全国木材協同組合連合会及び(公財)日本住宅・木材技術センターが実証事業を公募する	林野庁木材利用課TEL：03-6744-2626	https://www.kinohei.jp/	
45	農林水産省（林野庁）	国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策のうち国内森林資源活用・建築用木材供給強化対策のうち建築用木材の転換促進支援事業	住宅の主要構造部等に国産の製品等を用いた施工・設計を支援	民間事業者等	住宅の主要構造部等に品質・性能の確かな国産の製品等を利用する取組を行う事業者であること	設計費（1/2以内）国産の製品等の調達費の1/2相当（定額）	499億円の内数 ※R4補正													○	住宅の主要構造部に国産の製品等を使用する取組であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはない	（一社）全国木材組合連合会が実証事業の公募を行う。	（一社）全国木材組合連合会 TEL：03-6550-8540			
46	農林水産省（林野庁）	非住宅建築物等木材利用促進事業のうち地域における非住宅木造建築物整備推進	地域における建築物の木造化・木質化を促進するため、建築物での木材利用促進に取り組む地域協議会等に対して、専門家を派遣して技術的に支援	地域協議会等	非住宅建築物の木造化・木質化に取り組む地域協議会等であること等	事業実施主体が、専門家を派遣し、地域協議会等の取組を技術的支援	0.6億円の内数	地域協議会等による建築物への木材利用促進に向けた取組への支援であり、建築物の用途は問わない(ただし、戸建て住宅のみを対象とする取組は対象外)														地域において建築物の木造化・木質化に向けた取組を行うものであること	設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない	林野庁が採択した事業実施主体が、技術的支援を求め地域協議会等を公募する	○	林野庁木材利用課：03-6744-2626	

※ 炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kvoutei/index.html

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：定額（1／2以内等）

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶内装木質化：木質化事業費の1/2以内
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

（建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。）

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
（都市の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



○事業のポイント

・木材利用の波及効果・展示効果の発揮

事業対象とする施設については、都市の木造化推進法第2条第2項及び同法施行令第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の者に利用される非営利目的の施設であり、延べ面積が300㎡以上であること。

木造化：原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること。
内装木質化：地域材を用いて木質化を行う箇所の合計面積が300㎡以上であること。

・合法伐採木材使用の促進

製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法伐採木材を使用すること。

・JAS製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」（昭和25年法律第175号）の規定に基づき認定されたものを使用すること。

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）

特用林産振興施設等整備（新規）

【令和5年度予算概算決定額 7,225,179（－）千円】の内数】

＜対策のポイント＞

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援

＜事業の内容＞

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

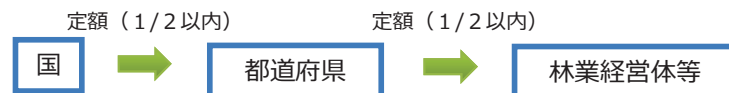
特用林産物の生産性の向上や品質の確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

従来の支援に加え、**化石燃料を使用しない省エネ機器の導入に取り組む事業者に対する優先採択（ポイント化）**の設定のほか、輸入原料に依存しない経営への転換を図るため、**おが粉やきのこ原木等を生産する者を支援対象に追加**します。

＜事業実施主体＞

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

拡充内容

○省エネ機器導入の優先採択



省エネ機器（木質ボイラー、ヒートポンプ等）

○きのこ原木等生産者を支援対象に追加



きのこ原木生産者



おが粉生産者

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8059）

林業・木材産業循環成長対策のうち 高性能林業機械等の導入（新規）

整理番号 3

【令和5年度予算概算決定額 7,225,179（－）千円】の内数

<対策のポイント>

- 1 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業再生産の担い手育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な**高性能林業機械等の購入を支援**
- 2 効率的かつ安定的な林業経営を継続的に行うために必要な**高性能林業機械等のリースを支援**

<事業内容>

1 高性能林業機械の整備

・事業内容：

（1）林業機械作業システム整備（購入補助）（拡充）

【拡充内容】

①新たに造林事業を開始する者に対する支援の追加

・事業開始から3年以内の事業体が対象

・補助率：1/2

（グラップル等、素材生産に用いる機能も有する機械の事業費の 上限は 1,500万円）

②生産性の向上（IoTハーベスタ）、造林コストの低減（資材運搬ドローン）
を図る新たな機械を補助対象に追加（補助率：定額（4/10以内））

（2）効率化施設整備（作業ポイント、山元貯木場等）

（3）活動拠点施設整備（情報処理機械施設）

※再造林への取組状況に応じた優先配分など、施策や各メニューの取組状況と連携し、ポイント加算するなどの優先配分を措置

・事業実施主体

都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等

- ・補助率：（1）定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）、
（2）（3）定額（1/2以内）

2 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）

・事業内容：

○ 林業機械のリース支援（拡充）

【拡充内容】は、1の（1）に同じ。

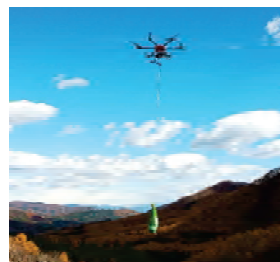
・造林保育型機械をリース対象に追加

※ 事業実施主体、補助率、事業の流れは、1の（1）に同じ。

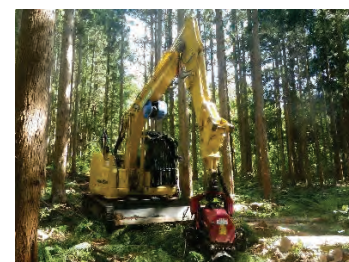
<事業イメージ>

【補助対象の追加】

林業用資材運搬ドローン



IoTハーベスタ



<事業の流れ>

定額（1/3以内等）

定額（1/3以内等）



木質バイオマス利用促進施設整備（新規）

【令和5年度予算概算決定額 7,225,179（-）千円の内数】

＜対策のポイント＞

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、
補助率1/2

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、
かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、
補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※⁵

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、
補助率1/2

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

＜事業の流れ＞



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

＜補助対象＞

■ 未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - ・ 移動式チップパー
 - ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備
 - ・ 木質燃料製造施設
 - ・ 乾燥施設
 - ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備
 - ・ 木質資源利用ボイラー
 - ・ 熱利用配管
 - ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

【令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数】

＜対策のポイント＞

林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「供給力・体質強化計画」に基づき、生産性向上や競争力のある製品生産等に向けた**木材加工流通施設等の整備**、急激な需要変化にも対応可能な原木供給力の維持・拡大に向けた**路網整備**、**デジタル技術を活用した森林資源情報の整備**、**高性能林業機械等の導入**、**間伐材生産**、**再造林**、**エリートツリー等の苗木の生産施設整備**等を支援します。

＜事業の内容＞

1 木材産業の輸出促進・体質強化対策

木材製品の国際競争力の強化に向け、合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、工場間連携や他品目への転換や輸出拡大に資する木材製品の高付加価値化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援します。

2 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策＜一部公共＞

大径材を含む原木を加工施設へ低コスト・安定的に供給するとともに、急激な木材需要の変化に対応可能な原木供給力の維持・拡大に向けた林道等の路網整備、デジタル技術を活用した森林資源情報の整備、原木供給力の強化に向けた高性能林業機械等の導入や間伐材生産、森林資源の安定確保に資する再造林やエリートツリー等の苗木の生産施設整備、林業機械の自動化・遠隔操作化に向けた開発・実証等を支援します。

＜事業イメージ＞

供給力・体質強化計画

原木の生産基盤整備・
低コスト安定供給対策

急激な需給変化
にも対応可能な
原木供給力の
維持・拡大

川中の需要に
対応できる
原木供給体制の
整備

木材産業の輸出促進
・体質強化対策

木材製品の
国際競争
力の強化



大規模・高効率化

他品目転換

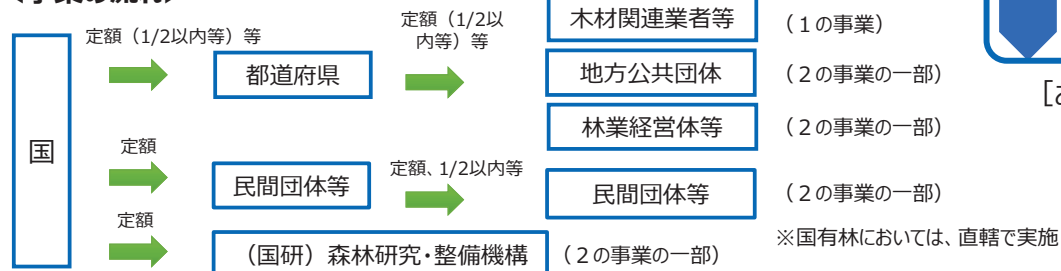
高付加価値化

・大規模・高効率化
や低コスト化に向
けた木材加工流通
施設の整備

・工場間連携や他品
目への転換を促進
するための木材加
工流通施設の整備

・輸出に資する高
度加工処理施設
の整備

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先]

(1の事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2292)

(2の間伐、再造林、路網整備事業) 林野庁整備課 (03-6744-2303)

(2の高性能林業機械事業) 林野庁経営課 (03-3502-8048)

(2の苗木、林業機械開発事業) 林野庁研究指導課 (03-6744-2311)

(2の森林情報整備事業) 林野庁計画課 (03-6744-2339)

<対策のポイント>

資源小国である我が国において、森林は国内に豊富な賦存量を有する数少ない資源であり、これを可能な限り活用することは、経済安全保障上の観点からも極めて重要となっています。このため、国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備、原木供給力の強化に向けた高性能林業機械等の導入、住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向けた取組、海外に依存する燃油や資材の価格高騰や供給難への対応に向けた木質バイオマスエネルギー転換に向けた取組、きのこの生産施設における省エネ化や高騰した生産資材の導入支援による体質強化の取組を支援します。

<事業の内容>

1. 建築用木材供給力強化対策

既存設備の機能向上やストック機能の強化も含めた国産の製品の供給体制強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援するとともに、川下と連携した需要先確保の取組を推進します。さらに、木材加工流通施設等への原木供給力の強化に向け、高性能林業機械等の導入を支援します。

2. 建築用木材転換対策

住宅分野における建築用木材の国産の製品等への転換に向け、木材製品流通事業者を対象にした講習会の実施や普及ツール作成、住宅の主要構造部等に国産の製品等を用いた施工・設計への転換・普及を支援します。

3. 燃油・資材の森林由来資源への転換対策等

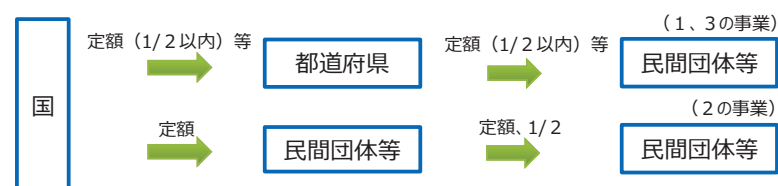
① 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

海外依存燃油からの転換促進を図るため、木質バイオマスの収集・運搬への支援と合わせ、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組を支援します。

② 特用林産生産資材高騰対策

きのこ生産者の体質強化を促進するため、省エネ化やコスト低減等に向けた施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】（1の加工施設整備、2の事業）林野庁木材産業課（03-3502-8062）
 （1の高性能林業機械、3の②の事業）林野庁経営課（03-3502-8048）
 （3の①の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2297）

強い農業づくり総合支援交付金

整理番号 8、9

【令和5年度予算概算決定額 12,052（12,566）百万円】

<対策のポイント>

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年度〕→145万t〔令和12年度まで〕）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

<事業の内容>

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略に加え、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

2. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

3. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

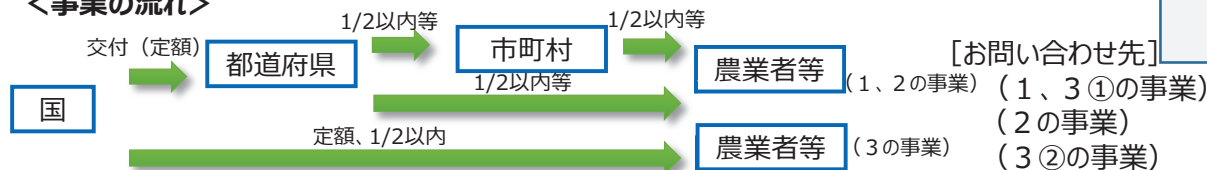
① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械の導入を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化	A 産地基幹施設等支援タイプ ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化、農畜産物の輸出拡大等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進【33億円】 1. ①のメニューとは別枠で、重点政策の推進に必要な以下の施設を着実に整備 a みどりの食料システム戦略推進に必要な施設 b スマート農業技術の導入に必要な施設 c 産地における戦略的な人材育成に必要な施設	
	B 卸売市場等支援タイプ ・助成対象：卸売市場施設 ・共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円	
食品流通の合理化		

【国直接採択】

モデル等の育成	C 生産事業モデル支援タイプ ・助成対象：推進事業（農業用機械、実証等） 整備事業（農業用施設） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円	
	D 農業支援サービス事業支援タイプ ・助成対象：農業用機械 ・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円 産地のニーズに合わせた農業支援サービスを提供（農機シェアリング、データ分析等）	

農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)
農産局技術普及課 (03-6744-2218)

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援**します。

＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

＜事業の内容＞

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。
- ③ **国産シェア拡大対策**
国産麦・大豆の増産や安定供給に必要な**農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、園芸作物等の生産体制の合理化に向けた機械・設備のリース導入等や出荷調整可能な大型加工施設の整備、流通効率化に係るパレタイザー等の施設整備等**を支援します。

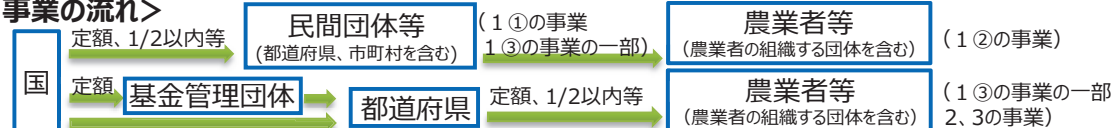
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制



収益力強化への計画的な取組



【お問い合わせ先】

- (1 ①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
(1 ②③、3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
(1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
(1 ③の事業) 穀物課 (03-3502-5959)
(3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援**します。

【事業期間：原則3年間（最大5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備に対して支援**します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。
【事業期間：原則1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- **計画主体** 都道府県、市町村※1
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者団体等

※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- **事業実施主体** 農林漁業者団体※2
中小企業者※3

※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要

※3 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

- （1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）
- （2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）

浜の活力再生・成長促進交付金

整理番号13

【令和5年度予算概算決定額 2,402（2,655）百万円】

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・育成、密漁防止対策等の取組を支援**します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

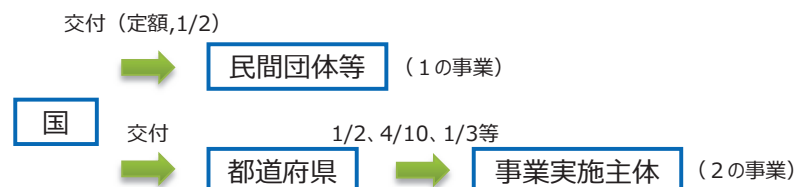
1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用、デジタル人材の確保・育成等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、作業の軽労化や水産資源評価・管理に活用する情報の電子化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備、環境対策に資する施設・機器の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策等**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流や養殖関連施設の整備、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



津波避難タワー

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）

令和5年度当初予算：
環境・ストック活用推進事業（66.29億円）の内数

木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

（1）多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】

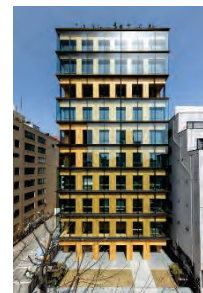
木造化による掛増し費用の1/2以内

（ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%）

※補助額の上限は合計5億円



木造・S造平面混構造
12階建てビル



純木造
11階建て研修所

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物（公募し、有識者委員会により選定）

- ① 構造・防火面で先導的な設計・施工技術の導入され、耐久性にも十分配慮するもの
- ② 使用材料や工法の工夫によるコスト低減等の木材利用に関する建築生産システムの先導性を有するもの
- ③ 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ④ 建築基準上、構造・防耐火面の特段の措置を要する一定規模以上のもの
（防火・準防火地域：延べ面積500㎡超又は3階以上、その他地域：延べ面積1000㎡超又は3階以上に限る）
- ⑤ 先導的な技術について、内容を検証し取りまとめて公表するもの
- ⑥ 建築物及びその情報が、竣工後に多数の者の目に触れると認められるもの
- ⑦ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

（2）実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等の新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を支援。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費・建設工事費】

定額（上限3千万円）



CLT（直交集成板）パネル CLT工法による実験棟



● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
（公募し、有識者委員会により選定）

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

優良木造建築物等整備推進事業

令和5年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。

補助事業の概要

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の10%)

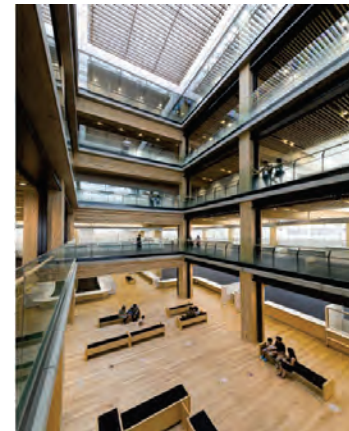
※補助額の上限は合計3億円

● 補助要件

下記の要件を満たす木造建築物

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
(共同住宅等：4階以上、非住宅：延べ面積1000㎡超又は3階以上に限る)
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途のもの
(劇場、集会場、病院、ホテル、共同住宅、児童福祉施設等、学校、美術館、図書館、
百貨店、展示場、物販店舗、事務所 等)
- ④ 多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
- ⑤ 省エネ基準に適合するもの（公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの）

【補助対象のイメージ】



中層の木造建築物（事務所）のイメージ

《実績》 **合計20件**（R4年度）

地域型住宅グリーン化事業

令和5年度当初予算:

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(279.18億円)の内数

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅(ZEH等)の整備等に対して支援を行うとともに、地域材の活用促進の支援を強化する。

下線部は令和5年度予算における拡充・見直し事項

グループの構築



共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

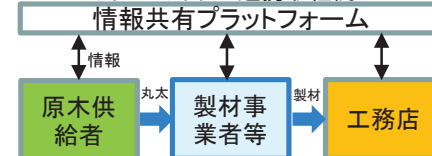
安定的な木材確保に向けた取組

【補助対象、補助率、補助限度額】

・体制整備等に係る費用 定額等※ 1,000万円

※既存システム等の導入は補助率1/2

<川上～川下の連携取組例>



地域型住宅の整備

【補助対象、補助限度額】

認定長期優良住宅

140万円/戸 等

ZEH・Nearly ZEH

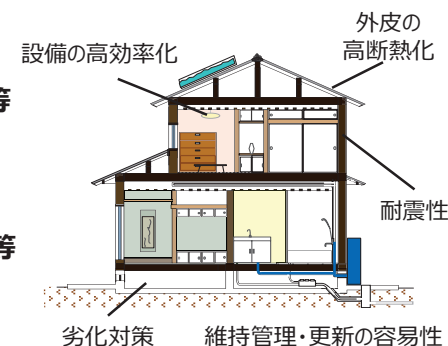
認定低炭素住宅

125万円/戸 等

ZEH Oriented

+

補助対象となる住宅のイメージ



【加算措置（戸あたり）】

①地域材加算：30万円

・柱・梁・桁・土台の全てに地域材を使用
※過半に地域材を使用する場合は20万円

②地域住文化加算：20万円

・地域の伝統的な建築技術を活用

③三世同居/若者・子育て世帯加算：30万円

・玄関・キッチン・浴室又はトイレのいずれかを複数箇所設置
・40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯

④バリアフリー加算：30万円

・バリアフリー対策を実施

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和5年度予算（案） 5,894 百万円（5,900百万円）】
 【令和4年度第2次補正予算額 6,000百万円】



業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO₂改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
 - (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - (3) 既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）
 - (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
 - (5) 上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業
 （厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）
 - (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）
- ※（1）①及び（2）①は、他のメニューに優先して採択
 ※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

（1）新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



（2）既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) 新築建築物のZEB化支援事業

整理番号18-2



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- ◆①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆①及び②における優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により建替えを行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2/3～1/2（上限5億円）② 3/5～1/3（上限5億円）
委託事業 ③
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度 ③令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1のみ対象 補助率は同上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

- ※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
※2 EV等（外部給電可能なものに限り）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 既存建築物のZEB化支援事業

整理番号18-3



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2／3（上限5億円））
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業

整理番号18-4



既存建築物の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ② 既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
 - ② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・ 既存建築物において30%以上のCO2削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・ テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・ 空き家等において15%以上のCO2削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業

整理番号18-5



国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ② 国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。さらに、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアについて「ゼロカーボンパーク」として立地市町村を登録し、その取組を重点的に支援。

- 補助対象者：国立公園事業者
(宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等)
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
- 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、
再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、
EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。）
※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。
- 補助対象要件：15%以上のCO2削減、インバウンド対応（補助対象外）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 2（太陽光発電設備のみ1 / 3））
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課

電話：03-5521-8278



上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

上下水道施設（工業用水道施設を含む）、ダム施設において、再生可能エネルギー設備の設置や省エネ設備等の導入等の脱炭素化の取組を促進し、業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

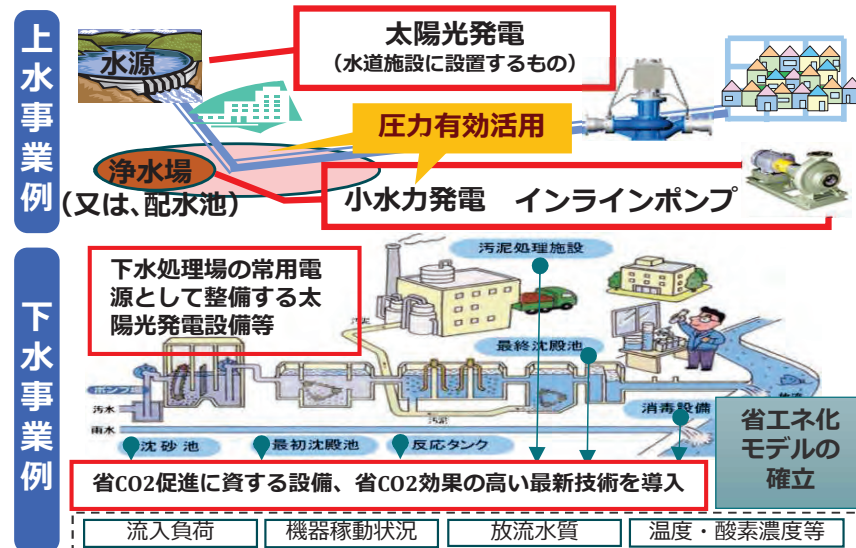
上下水道（工業用水道施設含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

○補助対象経費：上下水道（工業用水道施設を含む）・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 2（太陽光発電設備のみ 1 / 3））
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成28年度～令和5年度

4. 事業イメージ



ダム事業例



再エネ設備の設置等によりダム施設における脱炭素化の取組促進

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携)

整理番号18-7



物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 業界全体における環境負荷削減の実現に向けて、補助事業実施による省人化・省エネ化の同時達成事例を創出・横展開することで自立型ゼロエネルギー倉庫モデルの普及を図る。
- ② 自動化機器・システム及び再生可能エネルギー設備等を同時導入することで、CO2排出削減だけでなく、労働力不足対策、及び災害の発生や感染症の流行においても途切れることの無いサプライチェーンの構築等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

物流施設においては、設備等の老朽化に伴う施設内のエネルギー効率の低下や労働力不足を背景とした庫内作業の機械への転換が増エネにつながることが懸念される。

こうした中で、①無人化に伴う照明等のエネルギー消費量の削減、②省エネ型省人化機器への転換によるエネルギー効率の向上、③再エネの導入を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、自立型ゼロエネルギー倉庫モデルを構築・展開し、物流施設における環境負荷低減を図る。

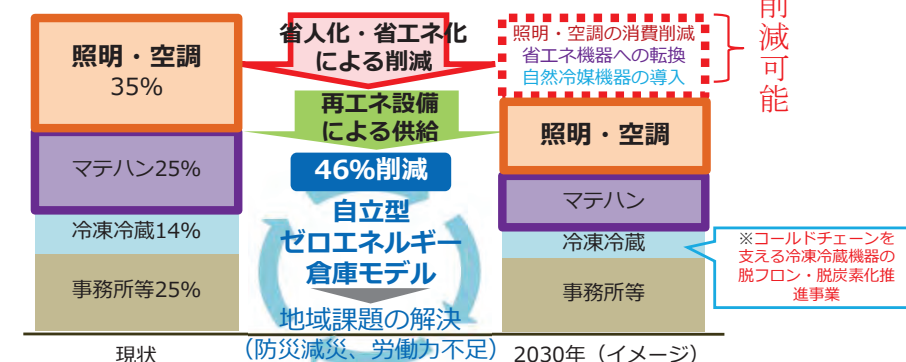
○補助対象：物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1 / 2)
- 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

● 物流施設全体におけるエネルギー消費構成



● 期待される省エネ効果

① 庫内作業の省人化に伴う
照明・空調のエネルギー消費削減



- ◆ AI等の活用による作業の自動化
- ◆ 防災システムとの連携も可能

② 省エネ型機器への
転換による効率向上



③ 再エネ設備による
エネルギー供給

※自家使用に限る

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、低炭素物流推進室

電話：0570-028-341



戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰にも資する省エネ・省CO2化
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等

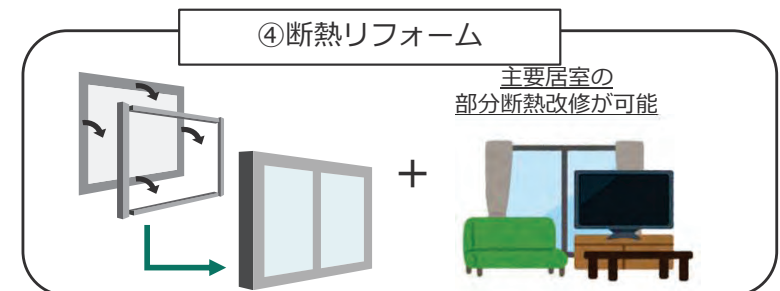
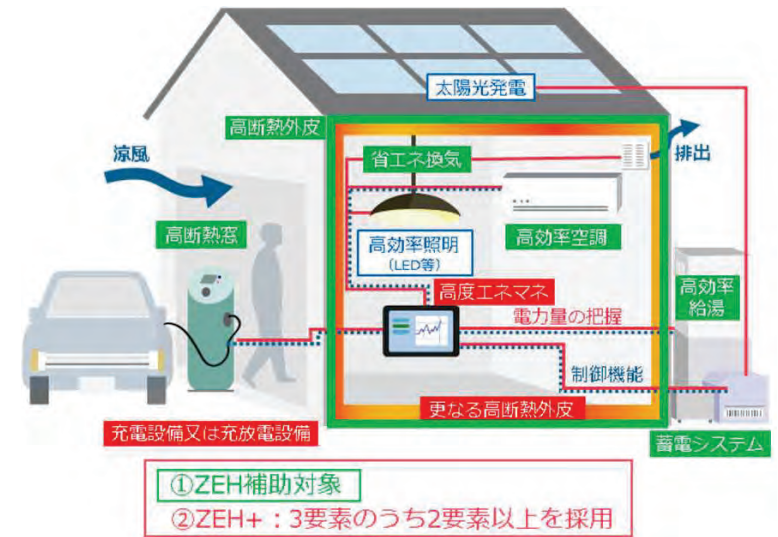
（2）既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等への別途補助）

（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）
※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。断熱等性能等級5に相当。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例





【令和5年度要求額 7,450百万円（4,450百万円）】



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による原油価格高騰にも資する省エネ・省CO2化
- ③2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進

2. 事業内容

(1)集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
 - ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ④上記①に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2)既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））

(3)省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

※②③について、補助対象事業者が脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく建築物木材利用促進協定を締結している場合（事業）は一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業
- 補助対象・委託先 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 補助対象の例

①低層ZEH-M



②中層ZEH-M

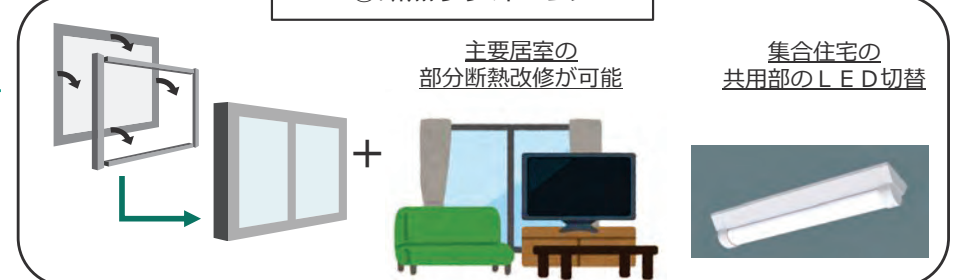


③高層ZEH-M



④蓄電システム、CLT（Cross Laminated Timber）等

⑤断熱リフォーム



地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和5年度当初予算案 352億円（412億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う。

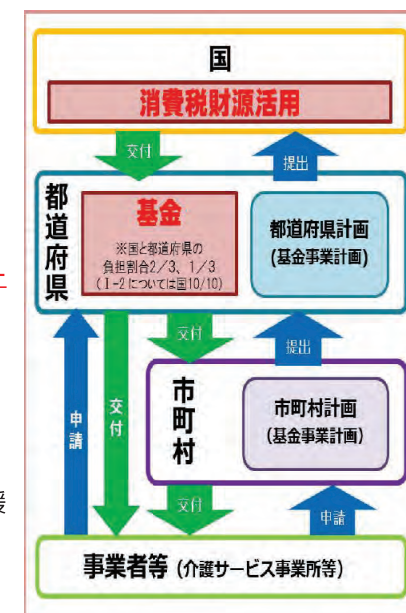
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。 ※赤字が令和5年度拡充分。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。＜令和5年度までの実施＞
 - ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
2. 介護施設の開設準備経費等への支援
 - ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
 - ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
 - ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
 - ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
 - ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。
＜令和5年度までの実施＞
3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
 - ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
 - ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
 - ③ 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を実施。
 - ④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
 - ⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

＜実施主体等＞



＜令和3年度交付実績＞42都道府県

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度予算額

45億円

(令和3年度補正予算 85億円)



令和5年度予算案

45億円

(令和4年度補正予算 99億円)

整理番号30

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・ 地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度第二次補正予算額 99億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3035)

1. 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図るとともに、障害児・障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等を速やかに実施すること。

2. 対策の柱との関係

1	2	3	4
		①	②

3. 施策の概要

- ①障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。
- ②障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。

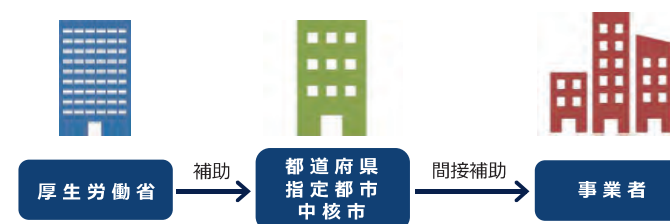
4. 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



5. 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画にもとづくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上を図るとともに、障害福祉サービス施設、事業所等の耐震化整備等を支援し、防災・国土強靱化を推進する。

就 学 前 教 育 ・ 保 育 施 設 整 備 交 付 金

令和5年度当初予算（案） 295億円 + 令和4年度第2次補正予算 444億円
 （うち保育の受け皿整備 267億円 + 357億円）

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

※保育所や認定こども園向け補助金の一元化

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
 （保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等
 （保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
 （新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

次世代育成支援対策施設整備交付金

整理番号33

令和5年度予算案 67億円

1. 目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	整備内容	対象施設（令和５年度）
①通常整備		・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設（児童館） ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 一時預かり事業所 ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 産後ケア事業を行う施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター ・ 児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 ・ 保育所等訪問支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所 ※下線の施設については、令和５年度より対象に追加 なお、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設については、社会福祉施設等施設整備費補助金へ移管。
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

2. 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等

3. 国庫補助率

定額（原則1/2相当、児童館は1/3相当）

概 要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根 拠

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において大量の水を使用するなど、周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

■ 民生安定助成事業の助成対象施設・補助の割合

整理番号34- 2

事業名	補助の割合		事業名	補助の割合	
	本土	沖縄		本土	沖縄
有線ラジオ放送施設	8/10	8/10	保健相談センター（改修工事）	定額	定額
無線放送施設	7.5/10	7.5/10	博物館（改修工事）	定額	定額
消防施設	2/3（限度額）	2/3（限度額）	自治会集会所（改修工事）	定額	定額
公園	施設6/10・土地5/10	施設6/10・土地5/10	水泳プール	定額	定額
緑地	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	保育用施設	定額	定額
屋外運動場	施設2/3・土地5/10	施設2/3・土地5/10	港湾施設用地	7/10	9/10
水道	5/10	2/3	農業用施設	2/3	2/3～8/10
ごみ・し尿処理施設	5/10	2/3	林業用施設	2/3	2/3・8/10
老人福祉センター	定額	定額	漁業用施設	2/3	2/3・10/10
コミュニティ供用施設	定額	定額	救難施設	7.5/10	7.5/10
体育館	定額	定額	まちづくり支援事業	7.5/10	7.5/10
学習等供用施設（改修工事）	定額	定額	消防庁舎	5/10	5/10
公民館（改修工事）	定額	定額	市町村庁舎（改修工事）	3/4（限度額）	3/4（限度額）
図書館（改修工事）	定額	定額	除雪機械	7.5/10	
特別集会施設（改修工事）	定額	定額	まちづくり構想策定支援事業	9/10	9/10
児童館	定額	定額	改修調査	9/10	9/10

■ 補助事業に関する要望・相談等は管轄の各地方防衛(支)局 周辺環境整備課までお願いいたします。

地方防衛（支）局	管轄区域
北海道防衛局	北海道
東北防衛局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東防衛局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県
南関東防衛局	神奈川県、山梨県、静岡県
東海防衛支局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿中部防衛局	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国防衛局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州防衛局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄防衛局	沖縄県

■ 特定防衛施設周辺整備調整交付金（調整交付金）

概 要

防衛施設の設置又は運用がその周辺地域における生活環境又は開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に指定された市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てさせるため交付する交付金

○根拠：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条

○対象：特定防衛施設周辺の特定防衛施設関連市町村に限る

対象事業のうち公共用の施設

政令第14条第1項に掲げる公共用の施設	公共用の施設の内容（例）
交通施設及び通信施設	市町村道、橋梁、駐車場、街路灯、歩道橋、歩道、道路標識、有線放送施設、無線放送施設、サイレン警報施設 等
スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、屋外運動場、公園、緑地、水泳プール 等
環境衛生施設	一般廃棄物処理施設、上水道、下水道、排水路、火葬場、公衆便所 等
教育文化施設	学校、幼稚園、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家 等
医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター 等
社会福祉施設	老人福祉施設、母子福祉施設、保育園 等
消防に関する施設	防火水そう、消火栓、消防団庫 等
産業の振興に寄与する施設	農業用排水施設、農林水産物の協同貯蔵所又は共同作業所、養魚施設、織物・窯業等地場産業の保護・育成のための施設 等

特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村一覧

整理番号35-2

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
ジェット飛行場	千 歳 飛 行 場	苫小牧市 千歳市
	三 沢 飛 行 場	三沢市 青森県上北郡 東北町
	八 戸 飛 行 場	八戸市
	松 島 飛 行 場	石巻市 東松島市
	百 里 飛 行 場	行方市 銚田市 小美玉市
	入 間 飛 行 場	狭山市 入間市
	下 総 飛 行 場	柏市 鎌ヶ谷市
	横 田 飛 行 場	立川市 昭島市 福生市 武蔵村山市 羽村市 東京都西多摩郡 瑞穂町
	硫 黄 島 飛 行 場	東京都小笠原村
	厚 木 飛 行 場	藤沢市 大和市 綾瀬市
	小 松 飛 行 場	小松市 加賀市
	岐 阜 飛 行 場	各務原市
	浜 松 飛 行 場	浜松市
	美 保 飛 行 場	米子市 境港市
	岩 国 飛 行 場	岩国市
	築 城 飛 行 場	行橋市 福岡県京都郡 みやこ町 福岡県築上郡 築上町
	芦 屋 飛 行 場	福岡県遠賀郡 芦屋町 福岡県遠賀郡 水巻町 福岡県遠賀郡 岡垣町 福岡県遠賀郡 遠賀町
	新 田 原 飛 行 場	西都市 宮崎県児湯郡 新富町
	鹿 屋 飛 行 場	鹿屋市
	嘉 手 納 飛 行 場	沖縄市 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町 沖縄県中頭郡 北谷町

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
演習場（射爆撃場を含む。）	上 富 良 野 演 習 場	富良野市 北海道空知郡 上富良野町 北海道空知郡 中富良野町
	北 海 道 大 演 習 場 (島松着弾地及び島松地区に限る。)	恵庭市 北広島市
	然 別 演 習 場	北海道河東郡 鹿追町
	矢 臼 別 演 習 場	北海道厚岸郡 厚岸町 北海道厚岸郡 浜中町 北海道野付郡 別海町
	岩 手 山 中 演 習 場	八幡平市 滝沢市
	王 城 寺 原 演 習 場	宮城県黒川郡 大和町 宮城県黒川郡 大衡村 宮城県加美郡 色麻町
	白 河 布 引 山 演 習 場	福島県岩瀬郡 天栄村 福島県西白河郡 西郷村
	相 馬 原 演 習 場	高崎市 群馬県北群馬郡 榛東村
	関 山 演 習 場	妙高市 上越市
	北 富 士 演 習 場	富士吉田市 山梨県南都留郡 忍野村 山梨県南都留郡 山中湖村
	東 富 士 演 習 場	御殿場市 裾野市 静岡県駿東郡 小山町
	饗 庭 野 演 習 場	高島市
	日 本 原 演 習 場	津山市 岡山県勝田郡 奈義町
	大 矢 野 原 演 習 場	熊本県上益城郡 山都町
	日 出 生 台 演 習 場	由布市 大分県玖珠郡 九重町 大分県玖珠郡 玖珠町
	霧 島 演 習 場	えびの市 鹿児島県始良郡 湧水町
	キャンプ・シュワブ	名護市
	キャンプ・ハンセン	名護市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県国頭郡 宜野座村 沖縄県国頭郡 金武町
	三 沢 対 地 射 爆 撃 場	三沢市 青森県上北郡 六ヶ所村
	伊 江 島 補 助 飛 行 場	沖縄県国頭郡 伊江村
	鳥 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 久米島町
	久 米 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 久米島町
	出 砂 島 射 爆 撃 場	沖縄県島尻郡 渡名喜村

区分	特定防衛施設	特定防衛施設関連市町村
港 湾	大 湊 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	むつ市
	横 須 賀 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	横須賀市
	舞 鶴 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	舞鶴市
	呉 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	呉市
	佐 世 保 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設	佐世保市 西海市
	那 覇 港 に 所 在 す る 防 衛 施 設 (天願棧橋、陸軍貯油施設、沖縄基地隊、 及びホワイトビーチ地区に限る。)	那覇市
弾 薬 庫	陸 上 自 衛 隊 北 海 道 補 給 処 白 老 弾 薬 支 処	北海道白老郡 白老町
	航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡 東北町
	陸 上 自 衛 隊 関 東 補 給 処 吉 井 弾 薬 支 処	高崎市
	陸 上 自 衛 隊 関 西 補 給 処 祝 園 弾 薬 支 処	京田辺市 京都府相楽郡 精華町
	川 上 弾 薬 庫	東広島市
	切 串 弾 薬 庫 及 び 秋 月 弾 薬 庫	江田島市
	嘉 手 納 弾 薬 庫 地 区	沖縄市 うるま市 沖縄県国頭郡 恩納村 沖縄県中頭郡 読谷村 沖縄県中頭郡 嘉手納町
	試験場	青森県下北郡 東通村
	下 北 試 験 場	土浦市
	霞 ケ 浦 飛 行 場	茨城県稲敷郡 阿見町
大規模施設 （ハリ飛行場その他）	宇 都 宮 飛 行 場	宇都宮市
	相 馬 原 飛 行 場	群馬県北群馬郡 榛東村
	木 更 津 飛 行 場	木更津市
	キ ャ ン プ 座 間	相模原市 座間市
	相 模 総 合 補 給 廠	相模原市
	徳 島 飛 行 場	徳島県板野郡 松茂町
	目 達 原 飛 行 場	佐賀県神埼郡 吉野ヶ里町 佐賀県三養基郡 上峰町
	普 天 間 飛 行 場	宜野湾市
	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市
	小 牧 基 地	春日井市 小牧市 愛知県西春日井郡 豊山町
そ の 他	牧 港 補 給 地 区	浦添市
	北 部 訓 練 場	沖縄県国頭郡 国頭村 沖縄県国頭郡 東村
	キ ャ ン プ 瑞 慶 覧	沖縄県中頭郡 北谷町 沖縄県中頭郡 北中城村
	計	73 施設
		120 市町村

騒音防止事業（住宅防音）

概要

飛行場などの周辺の航空機の音がうるさい地域として指定された区域（第一種区域）等で、当該区域が指定された時に所在する住宅を所有している方などが行う防音工事に対して助成

根拠

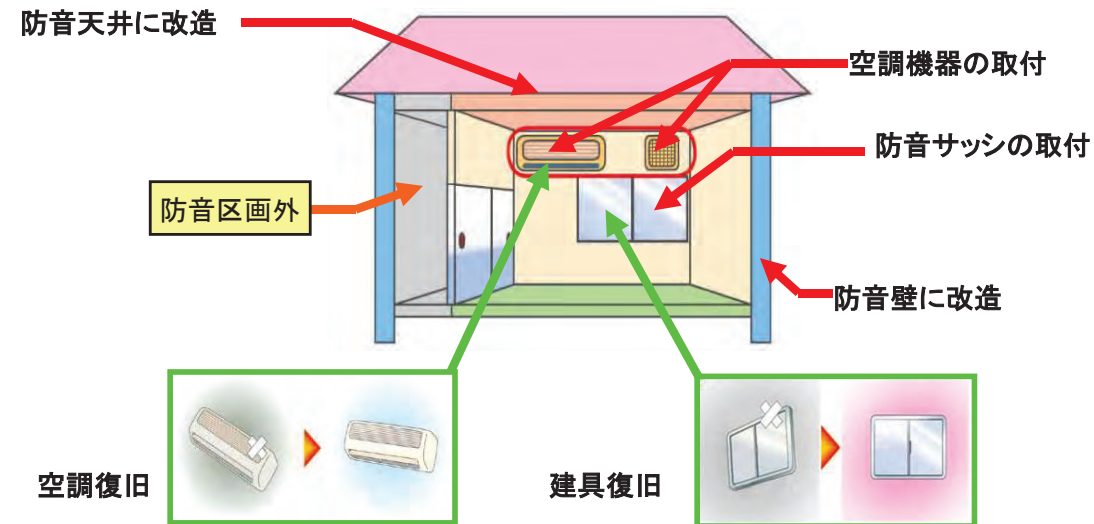
- 環境整備法第4条等

具体的内容

- 天井、壁、建具(サッシなど)の改造、空調機器取り付け

第一種区域等指定状況

- 全国38施設



防音工事実施前



防音工事実施後

(独) 福祉医療機構による福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和5年度予算

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
3,175	2,642	533	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
2,705,514千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設 (注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年0.600%～1.500% (年0.600%～1.200%)	年0.600%～1.500% (年0.600%～1.200%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和5年1月4日現在の建築資金【20年以内】の金利。

() 内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

令和5年度貸付契約額及び資金交付額 (計画)

(単位：億円)

区 分	貸付契約額	資金交付額
福祉貸付事業	1,888	1,734
医療貸付事業	1,413	1,441
合 計	3,301	3,175



○貸付の具体例(新築の場合)

区 分	保育所 (認可を目指す認可外保育所を含む)
融資対象先	法人
融資率	95% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年1.0% (年0.700%) (据置期間中無利子)

区 分	特別養護老人ホーム
融資対象先	社会福祉法人 等
融資率	90% (優遇融資)
貸付金利 (償還期間20年)	年1.1% (年0.800%)

区 分	病院 (病床不足地域)
融資対象先	医療法人 等
限度額	7億2千万円 (※) (※) この他加算あり
貸付金利 (償還期間20年)	年1.0% (年0.700%)

○災害復旧資金(社会福祉施設等の場合)

限度額	90%
貸付金利	無利子

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 建築用木材供給・利用強化対策

【令和5年度予算概算決定額 1,197,980 (1,256,578) 千円】
(令和4年度補正予算額 49,890,749千円の内数)

<対策のポイント>

森林・林業基本計画で実現を目指すグリーン成長に向け、建築用木材の供給・利用の強化等のため、建築物への利用実証・普及等の都市の木造化等促進への支援を森林経営の持続性を担保しつつ行うとともに、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環境整備への支援を実施します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和3年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

整理番号39、40

1. 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業 419,513 (376,382) 千円
都市部における建築用木材(木質耐火部材、JAS構造材等を含む)の利用実証において、都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者等を優先的に支援します。また、大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及を支援するとともに、2×4工法や木質パネル工法などに係る検証や建築関係法令改正への対応も含め、強度等に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及等を支援します。

さらに、森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した、顔の見える木材安定供給体制の構築や、木材産業における作業安全推進や外国人材の受入れに向けた条件整備の取組、木材加工設備等導入の利子助成・リースを支援します。

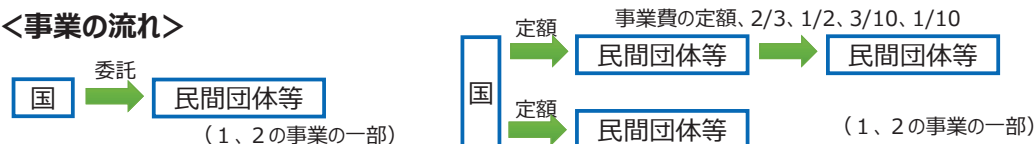
整理番号41

2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 778,467 (774,589) 千円
寸法の標準化等を通じてCLTを低コストで安定的に供給するための実証も含め、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援します。また、中高層・非住宅建築物へのCLTや製材等の利用に向けて、標準的な木造化モデルの作成等を通じた設計の合理化や容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援します。

さらに、BIM※を活用した設計・施工手法等の標準化に向けた検討、ESG投資等において建築物への木材利用が有効に評価されるための手法・指標や仕組みのあり方の検討等を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)・・・コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

<事業の流れ>



<事業イメージ>

森林を活かす都市の木造化等促進総合対策



都市部における建築用木材の利用実証



強度や耐火性に優れた建築用木材の技術開発



CLT・LVL等の建築物への利用環境整備



CLTを活用した先駆的な建築物の実証



CLT等の利用に向けた技術開発



品質確保に向けた性能検証

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)

＜対策のポイント＞

輸入木材製品の優位性が高まる中、新たな需要分野として期待される非住宅分野等における消費拡大を推進し、木材製品の国際競争力を高めるため、CLTを活用した建築物の実証、木質建築部材の技術開発、JAS構造材の利用実証や外構部等の木質化の実証等を支援します。

＜事業の内容＞

1. CLT建築実証支援 整理番号42

CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

また、木質建築部材に関する製造コストの縮減や建築物の合理的な設計・建築に関する技術開発等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

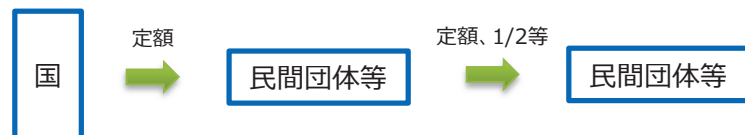
2. JAS構造材実証支援 整理番号43

JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。

3. 外構部等の木質化対策支援 整理番号44

これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

木材製品の消費拡大対策



Hafnium Architects (福山弘) / 建築写真

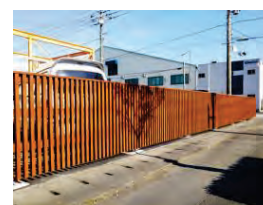
CLTを活用した設計・建築等の実証



木質建築部材の技術開発



非住宅分野等の建築物へのJAS構造材の活用



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

【お問い合わせ先】

(1、2事業) 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
(3の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

非住宅建築物等木材利用促進事業（拡充）

【令和5年度予算概算決定額 69,321（96,465）千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、生産性向上等**木の効果の見える化**を支援するとともに、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**、**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的取組等を支援します。

<事業の内容>

1. 木の建築物の効果検証・発信

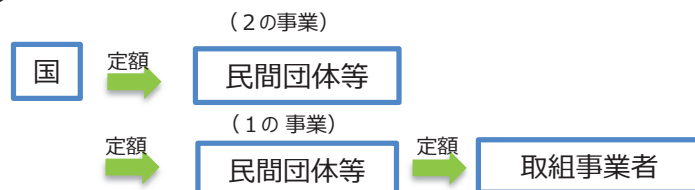
非住宅建築物の木質化を促進するため、**利用者の生産性向上や経済面への影響の実証等**を通じて、**木質化の効果の見える化**する取組を支援します。

2. 地域における非住宅木造建築物整備推進（拡充）

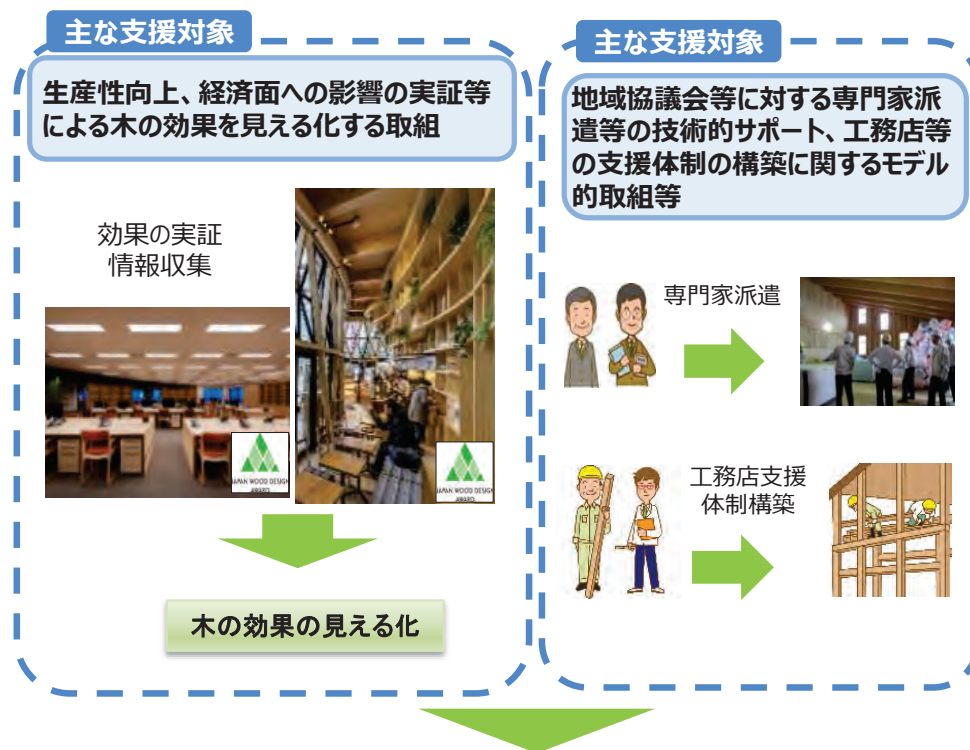
地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、**地域協議会等への専門家派遣や地域での取組を分析・普及**する取組、地域での木造建築物整備を担う**工務店等の支援体制の構築**に関するモデル的な取組等を支援します。

※都市（まち）の木造化推進法に基づく協定の締結者による効果実証等を優先的に支援。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



非住宅建築物等における木材利用の拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2120）